

第3次守口市男女共同参画推進計画 (改訂版)

令和3(2021)年3月

守 口 市

はじめに

少子高齢化の急速な進展と人口減少社会の到来、就労、家族形態の多様化など、近年、激しく変化する社会において、すべての人が性別にかかわらず、対等な立場であらゆる分野に参画し、ともに個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、本市では、平成 18（2006）年に



「守口市男女共同参画推進計画」を策定し、平成 23(2011)年に、「改定 守口市男女共同参画推進計画」を策定いたしました。また、平成 22（2010）年には、守口市の男女共同参画推進の法的根拠となる「守口市男女共同参画推進条例」を施行いたしました。さらに、平成 28（2016）年に令和 7（2025）年までを計画期間とする「第 3 次守口市男女共同参画推進計画」を策定し、令和 7（2025）年为目标年度として男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてまいりましたが、この間の社会経済情勢や制度改正の変化に対応するため、現在の計画の見直しを行い「第 3 次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）」を策定いたしました。

今後とも、市民の皆様をはじめ、事業者や教育関係者、関係団体とともに、すべての人が性別にかかわらず互いの人権を尊重しつつ対等な立場で活躍し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「守口市男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどに際して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和 3（2021）年 3 月

守口市長

西端 勝樹

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定（改訂）の趣旨	1
2. 計画の基本的な性格	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	2
5. 計画策定の背景	3
第2章 守口市の現状	8
1. 人口・世帯の動向	8
2. 男女の就労の状況	11
3. 女性の参画の状況	14
4. 性別役割分担や男女平等に関する意識	16
5. 男女間の暴力をめぐる状況	19
6. 男女共同参画に関する言葉やことがらの認知度	25
7. 男性の状況	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	27
2. 基本的視点	28
3. 基本目標	29
4. 施策の体系	30
第4章 目標実現に向けた施策の推進	32
基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍	32
基本方針1. 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	32
基本方針2. ワーク・ライフ・バランスの推進	35
基本方針3. 女性の活躍支援	39
基本目標2. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	42
基本方針4. あらゆる暴力根絶のための社会づくり	42
基本方針5. DV対策の充実（守口市DV対策基本計画）	45
基本目標3. 男女共同参画意識の醸成	49
基本方針6. 男女平等・男女共同参画意識の確立に向けた啓発	49
基本方針7. 男女共同参画に向けての教育・学習の推進	51

基本方針 8. メディアにおける人権尊重	54
基本方針 9. 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進	56
基本目標 4. 誰もが安心・安全に暮らせる環境整備	58
基本方針 10. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	58
基本方針 11. さまざまな困難を抱えた人が 安心して暮らせる環境の整備	61
第 5 章 計画の推進に向けて	64
1. 守口市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進	64
2. 庁内体制	64
3. 市民、事業所、民間支援団体等との協働と連携	64
4. 国・府等関係機関との連携	64
5. 計画の進行管理	64
附属資料	
用語説明	67
男女共同参画社会基本法	72
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	77
守口市男女共同参画推進条例	87
守口市男女共同参画推進連絡会議設置要綱	90
守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会設置要領	92
男女共同参画に関する国内外の動き	93

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定（改訂）の趣旨

近年、少子高齢化による労働人口の減少、経済活動のグローバル化に伴う雇用形態の多様化、高度情報化の急速な進展、経済の低迷に伴う非正規労働者の増加や労働環境の悪化など、社会経済情勢は大きく変化し、これに伴う人びとの価値観やライフスタイルは多様化しています。このような社会経済情勢の変化に対応していくためには、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会(*)の実現が重要です。

本市においては、これまで「守口市男女共同参画推進計画」（平成18（2006）年策定）、「改定 守口市男女共同参画推進計画」（平成23（2011）年3月策定）、「第3次守口市男女共同参画推進計画」（平成28（2016）年3月策定）に基づき、社会のあらゆる分野において性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の取組を進めてきました。

特に最近では、パワーハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスに向けた強化についての法整備や働き方改革の推進、大阪府のパートナーシップ制度の開始など、男女共同参画に関わる情勢が大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、「第3次守口市男女共同参画推進計画」の基本的理念及び基本的視点を維持しつつ、社会経済情勢の変化に対応し、国の法改正及び本計画の進捗状況に基づいて中間見直しを行い、「第3次守口市男女共同参画推進計画（改訂版）」を策定しました。

2. 計画の基本的な性格

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指す総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

また、本市が主体的に実施する事業を中心としていますが、国や府、その他関係機関との連携や市民・事業所の参画・協力により推進していく施策も含んでいます。

3. 計画の位置づけ

- 本計画は、「守口市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための事項を定めた計画であり、「男女共同参画社会基本法(*)」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV(*)防止法」という。)第2条の3第3項に基づく守口市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(以下「守口市DV対策基本計画」という。)を包含するものとします。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(以下「守口市の推進計画」という。)を包含するものとします。
- 本計画は、「第6次守口市総合基本計画」に基づく部門別計画であり、他の部門別計画との整合を図っています。

4. 計画の期間

平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間を計画期間とした「第3次守口市男女共同参画推進計画」の中間の見直しとして、改訂し策定したものです。

5. 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際連合は昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年(*)」とし、メキシコで「国際婦人年世界会議」を開催し、「平等・開発・平和」を目標とした「世界行動計画」を採択しました。そして、翌年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年(*)」と定めて、女性に対する差別をなくするための世界的な取組が始まりました。

昭和 54 (1979) 年、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約(*)」という。)が採択され、昭和 55 (1980) 年にコペンハーゲンで開催された「第 2 回世界女性会議」において日本を含む 57 か国が署名を行いました。

昭和 60 (1985) 年には、女性差別撤廃に向けての具体的ガイドラインでもある「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」、平成 7 (1995) 年の「第 4 回世界女性会議(*)」(以下「北京会議」という。)では「北京宣言及び行動綱領(*)」が採択されました。

この「北京会議」は、女性に対する暴力、メディア、健康、意思決定、貧困などの 12 の問題領域について、各国が取り組むべき視点を明確に打ち出すと同時に、加盟各国に対し行動綱領の実施に向けて国内行動計画を策定するよう要請しました。

平成 12 (2000) 年、ニューヨークの国連本部で「女性 2000 年会議(*)」が開催され、「北京行動綱領」の実施状況の検討・評価が行われるとともに、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ (成果文書)」が採択され、女性への暴力に対する法律の整備が盛り込まれました。

平成 17 (2005) 年には、「第 49 回国連婦人の地位委員会」、通称「北京+10」が閣僚級会合に格上げされ、「北京宣言及び行動綱領」の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

平成 21 (2009) 年、ニューヨーク国連本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況報告が審議され、わが国の女性差別解消に向けた取組の遅れについて指摘があり、条約のさらなる実施に向けた勧告が出されました。

平成 22 (2010) 年、「北京会議」から 15 年目にあたることを記念し、ニューヨーク国連本部で「国連『北京+15』世界閣僚会合」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認し、実施に向けて国連や N G O 等の貢献強化などの宣言が採択されました。

平成 23 (2011) 年、国連改革の課題の一つとして既存のジェンダー関連の 4 機関が統合され、「U N Woman (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) (*)」が発足しました。

平成 24 (2012) 年、「第 56 回国連婦人の地位委員会」において、自然災害と女性に関するさまざまな課題について、自然災害の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めることを目指して我が国が提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が加盟国の合意で採択されました。この決議により、女性の災害対応

第1章 計画の策定にあたって

能力の強化や、防災に関する政策等にジェンダー(*)の視点を取り入れること、女性の平等な参画の機会を確保することなどが加盟国に要請されました。また、2年後の平成26(2014)年、「第58回国連婦人の地域委員会」では、さらに自然災害時におけるジェンダー平等、女性のエンパワーメント(*)にかかる部分の追加・修正を行った「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が、全会一致で採択されました。

平成27(2015)年、第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)が国連本部(ニューヨーク)で開催され、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向けた「宣言」が採択されました。

平成27(2015)年、国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)では、「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。」ことが掲げられています。

(2) 国の動向

我が国においては、国連を中心とした世界の動きに連動して、女性の地位向上と差別の撤廃に向けたさまざまな取組が進められてきました。

第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を受けて、昭和50(1975)年には当時の総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年に、今後10年間の女性の地位向上に関する施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

昭和55(1980)年の「女子差別撤廃条約」の署名後、「国籍法」の改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定、「労働基準法」の改正など、条約批准に向けて法律の整備が行われ、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。

昭和62(1987)年には「西暦2000年に向けての新・国内行動計画」が策定され、さらに平成3(1991)年には「新国内行動計画」の改定が行われ、あらゆる分野へ男女が共に企画・立案の段階から関与する「参画」が必要であるということから、これまでの「男女共同参加」から「男女共同参画」に名称が改められました。

平成8(1996)年に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成9(1997)年に「男女共同参画審議会」が設置されるとともに、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正が行われました。

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画(*)」が平成12(2000)年に策定されました。「男女共同参画基本計画」については、平成17(2005)年に第2次計画、さらに平成22(2010)年には、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のある行動計画として第3次計画が策定されました。

平成13(2001)年には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるとともに、「DV防止法」、「ストーカー行為(*)等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)

が施行されました。「DV防止法」は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年の改正を経て、基本方針も改正され、市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター設置が努力義務化され、対策の強化が求められました。

平成 25（2013）年 6 月の「DV防止法」の改正では、適用対象が生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に拡大されました。また、「ストーカー規制法」も改正され、電子メールの送信等も規制に加えられました。

平成 26（2014）年 1 月には、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「ハーグ条約」という。）に署名しました。この条約は、国際結婚及び国際離婚の増加に伴い、一方の親による国境を越えた子どもの不法な連れ去りによる子どもへの有害な影響が深刻な問題となってきたことを受けて、ハーグ国際司法会議において昭和 55（1980）年に作成され、昭和 58（1983）年 12 月に発効した条約であり、令和元（2019）年 10 月に世界 101 か国がこの「ハーグ条約」を締結しています。

平成 27 年 12 月、内閣総理大臣の諮問に対して、男女共同参画会議は「第 4 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申し、平成 27（2015）年 12 月、同答申を踏まえて策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成 29（2017）年 1 月、非正規労働者の育児休業の取得促進や妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の防止を図ることを目的とし、男女雇用機会均等法の改正がされました。また、育児・介護休業法(*)の改正では、介護が必要な家族を抱える労働者が介護サービス等を十分に活用できるようにするため、介護休業や柔軟な働き方の制度を様々に組み合わせて対応できるように雇用環境の整備が図られました。

平成 29（2017）年 6 月の「性犯罪に関する刑法」の改正では、これまで女性に限っていた強姦罪（改正後の名称は強制性交等罪）の被害対象が性別を問わない形となる等、近年における性犯罪の事情に鑑み、事案の実態に即した対処とするため、処罰規定の整備を行いました。また、令和 2（2020）年 6 月、政府は「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、令和 2 年度から 4 年度までの 3 年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」とし、被害者支援の充実等に取り組むこととしました。

世界経済フォーラムが毎年公表している各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数で、令和元（2019）年 12 月に公表されたわが国の総合スコアは 153 か国中 121 位で、政治分野では 144 位と主要先進国でも最下位と低く、このような状況は長年続いています。国や地方公共団体における政策の立案、決定に男女が共同して参画する機会が確保されることは多様な意見を反映されるために一層重要であることから、平成 30（2018）年 5 月に男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行されました。

令和元（2019）年 5 月には「女性活躍推進法」の一部が改正され、「一般事業主行動計画」の策定・公表等の義務が 301 人以上から 101 人以上の労働者を雇用する事業主に拡大されます。（令和 4（2022）年 4 月施行予定）

（３）大阪府の動向

大阪府では、世界の動向や国の方針に沿い、昭和 56（1981）年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」を策定後、計画的に施策の推進を図っており、平成 13（2001）年には「おおさか男女共同参画プラン」（平成 18（2006）年改訂）を策定し、平成 14（2002）年には「大阪府男女共同参画推進条例」を制定しました。

平成 17（2005）年には、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（平成 21（2009）年改定）を策定し、さらに、平成 19（2007）年の「DV防止法」の一部改正等をふまえ、平成 21（2009）年に同計画改定版を策定するなど、男女共同参画社会の形成に向けて歩を進めてきました。

平成 23（2011）年 3 月には、平成 27（2015）年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を策定し、市町村やNPO（*）、大学、企業、経済団体等と連携・協働し、大阪府全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

平成 24（2012）年 3 月には、「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画 2012-2016」を策定し、DV防止法の改正に伴う適用対象範囲の追加を行いました。

平成 26（2014）年度には、次期計画策定に向けて「男女共同参画に係る府民意識調査」を実施し、平成 27（2015）年 8 月 25 日、大阪府男女共同参画審議会から「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申を受け、この答申の枠組みを踏まえて、平成 28（2016）年 3 月に「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を策定しました。

令和元（2019）年 10 月に全ての人の性的指向及び性自認の多様性が尊重される社会の実現に資することを目的とする「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を制定しました。

また、令和 2（2020）年 1 月には性的マイノリティ当事者を対象にした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度（*）」を開始しました。

（４）守口市の取組

守口市では、国際的、国内的な動向を見据え、昭和 63（1988）年に女性施策の担当窓口として「婦人文化室」を設置し、平成 4（1992）年には、「女性施策推進課」として組織体制の充実を図り、その後、女性の地位向上を目指す取組を人権課題として総合的に展開するため、平成 12（2000）年 1 月より人権室が所管しています。

この間、平成元（1989）年に「守口市女性問題懇話会」を発足させ、提言を得たのち、平成 3（1991）年には内部組織として「守口市女性施策推進連絡会議」（現守口市男女共同参画推進連絡会議）を設置し、平成 5（1993）年 3 月に策定した「両性の自立と対等な参加・参画による男女共生のまち もりぐち」の創造を基本理念とする「女性施策推進計画」に基づき全職員による取組を進め、市民の意識づくりにも努めました。

平成 16（2004）年に設置した「守口市男女共同参画懇話会」から「男女共同参画社会の実現に向けての提言」を受け、平成 18（2006）年 6 月に「守口市男女共同参画推進計画」

を策定しました。

平成 21（2009）年 12 月には、守口市の男女共同参画推進の法的根拠となる「守口市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 22（2010）年には「守口市男女共同参画審議会」を設置しました。市は、同時にこの審議会に対して「守口市男女共同参画推進計画の改定に向けた基本的な考え方について」諮問し、平成 23（2011）年 1 月に答申が提出され、同年 3 月、「改定 守口市男女共同参画推進計画」を策定し、同計画に基づき施策を推進してきました。

平成 26（2014）年 7 月に、守口市男女共同参画審議会に対して「第 3 次守口市男女共同参画推進計画について」諮問し、平成 26（2014）年 9 月から平成 27（2015）年 5 月にかけて今後の男女共同参画の推進に役立てる基礎資料を得ることを目的とした市民意識調査、事業所実態調査、若年層意識調査を実施し、平成 28（2016）年 2 月に守口市男女共同参画審議会から「第 3 次守口市男女共同参画推進計画について」の答申が提出されました。

これにより、同年 3 月に「第 3 次守口市男女共同参画推進計画」を策定し、同計画に基づき施策を推進してきました。

本市でも、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現を踏まえ、すべての人の人権を尊重し、男女共同参画・女性活躍を推進します。

第2章 守口市の現状

1. 人口・世帯の動向

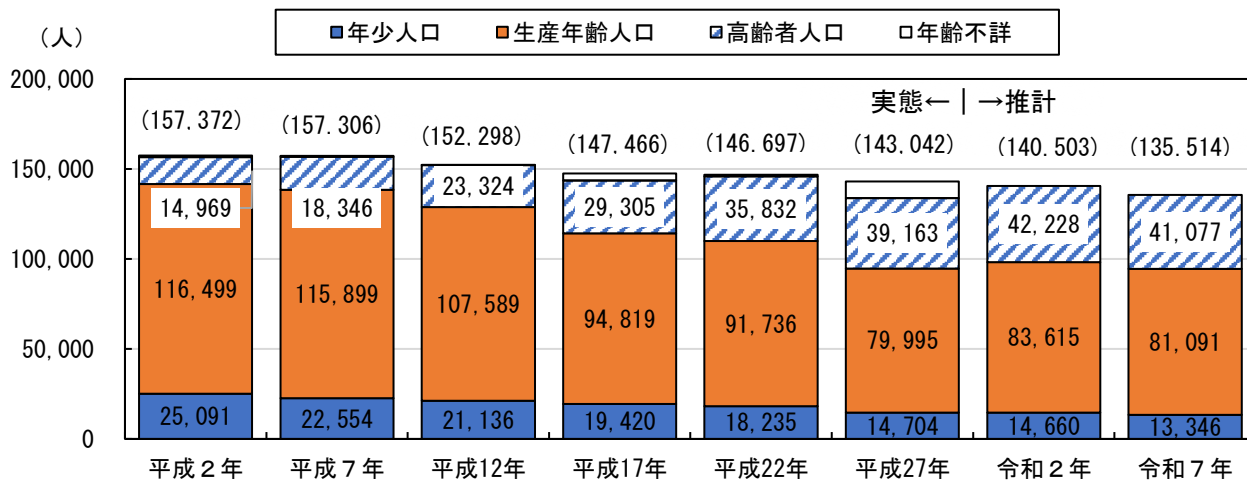
(1) 人口の動向

本市の人口は、減少傾向が続いており、平成 27（2015）年には 143,042 人となっており、守口市人口ビジョンでの推計では、今後も人口減少は加速化し、令和 7（2025）年には 135,514 人と見込まれています。（図 1）

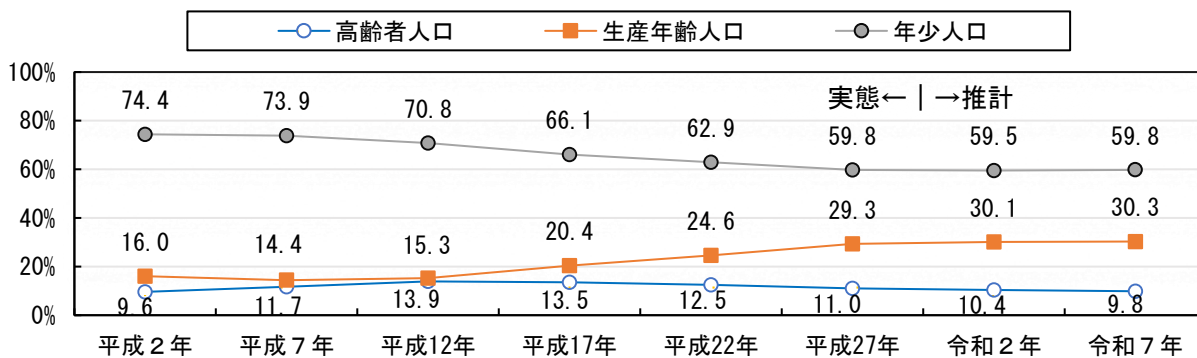
年齢 3 区分別にみると、高齢者人口は令和 2（2020）年まで増加傾向が続き、それ以降は減少に転じるものの、高齢者人口が総人口に占める比率は上昇し、平成 2（1990）年に 9.5%であった高齢化率は令和 7（2025）年には 30.3%まで上昇すると予測されています。

また、生産年齢人口、年少人口ともに減少傾向が続いており、今後も一層減少していくと予測され、令和 7（2025）年には、生産人口比率は 59.8%、年少人口比率は 9.8%と、超少子高齢社会となります。（図 1、図 2）

【図 1 年齢 3 区分別人口の推移】



【図 2 年齢 3 区分別人口比の推移】



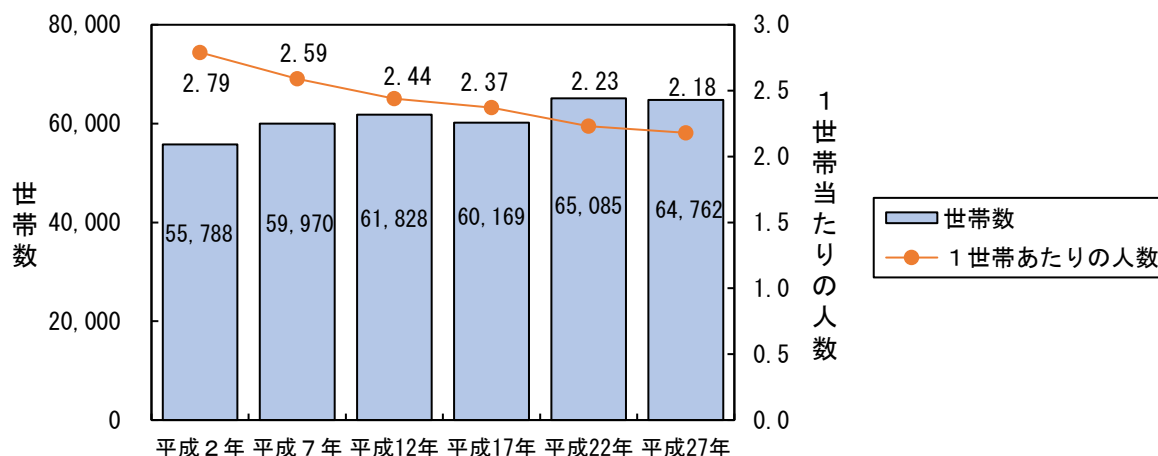
資料(図 1、2)：平成 2 年～27 年は国勢調査、令和 2 年・令和 7 年は「守口市人口ビジョン」

(2) 世帯の動向

本市の世帯数は、平成 17 (2005) 年に若干減少したものの、概ね増加傾向が続いており、平成 27 (2015) 年には 64,762 世帯となっています。人口減少が続く中、世帯数は増加傾向にあることから、1 世帯当たりの人数は減少が続いています。(図 3)

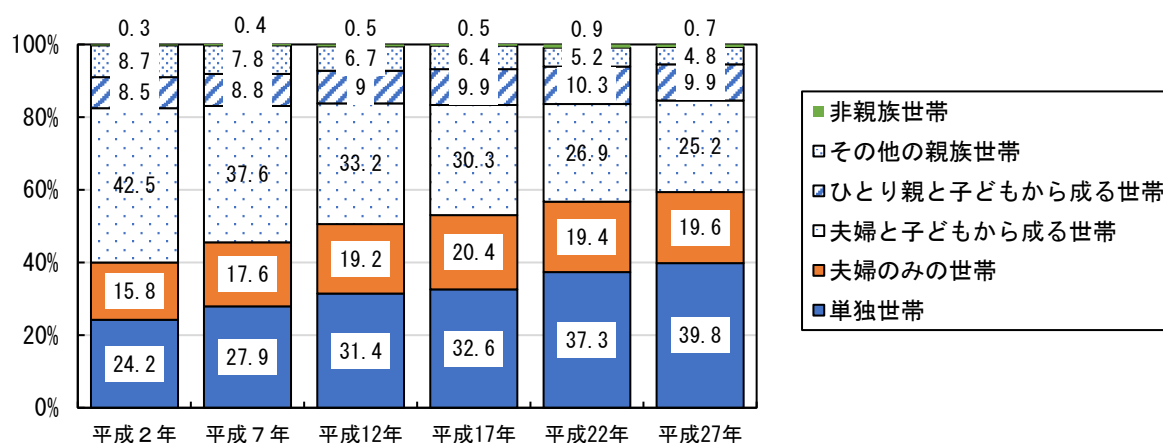
世帯類型の推移をみると、「夫婦と子どもから成る世帯」が減少し、「単独世帯」が増加しています。(図 4)

【図 3 世帯数及び 1 世帯当たりの人数の推移】



資料：国勢調査

【図 4 世帯類型の推移】

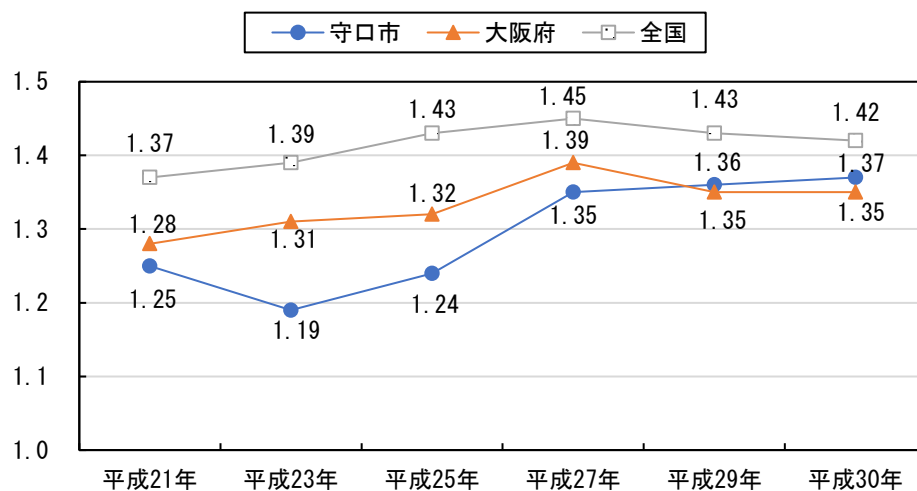


資料：国勢調査

(3) 合計特殊出生率(*)の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 21 (2009) 年から平成 23 (2011) 年までは減少傾向が続きましたが、平成 25 (2013) 年以降は上昇傾向にあります。平成 30 年には、大阪府と比べ高い水準になりましたが、全国と比べると低い水準で推移しています。(図 5)

【図 5 合計特殊出生率の推移】



資料：全国及び大阪府は人口動態調査（厚生労働省）

守口市は守口市人口（各年 10 月 1 日）及び母親の 5 歳階級別出生数（人口動態調査：厚生労働省）より算出

2. 男女の就労の状況

(1) 就労の状況

本市の労働力人口(*)は、男女ともに減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年現在、女性が 27,750 人、男性が 35,866 人となっています。

労働力率(*)の男女の比較をすると、平成 7 (1995) 年には 33.2 ポイントの差であったのが年々減少し、平成 27 (2015) 年では 18.9 ポイントの差となっています。(図 6)

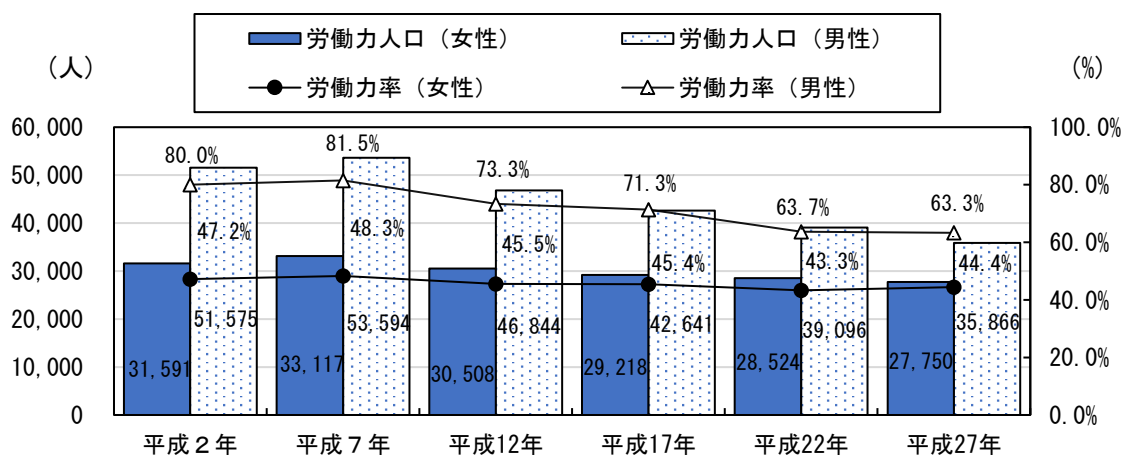
女性の労働力率を年齢 5 歳階級別にみると、結婚・出産・子育て期にあたる 30 歳代で労働力率が下がる M 字カーブ(*)を描いています。

平成 27 (2015) 年を平成 12 (2000) 年と比べると、25 歳以上 84 歳以下の層で、労働力率が上昇しています。特に、晩婚化の影響を受けて 25～29 歳で労働力率が上昇し、平成 12 年には 20～24 歳であった M 字の頂点が 25～29 歳に移動しています。(図 7)

男女の就業形態をみると、女性の 53.7% が非正規の雇用者（パート・アルバイト、派遣社員、契約社員など）となっており、男性の非正規の雇用者比率と 33.8 ポイントの差が生じています。

年齢階層別に女性の就業形態をみると、25～34 歳では正規の職員・従業員が 5 割を超えています。子育て後の再就職期にあたる 40 歳代では非正規の雇用者の比率が高くなっています。(図 8)

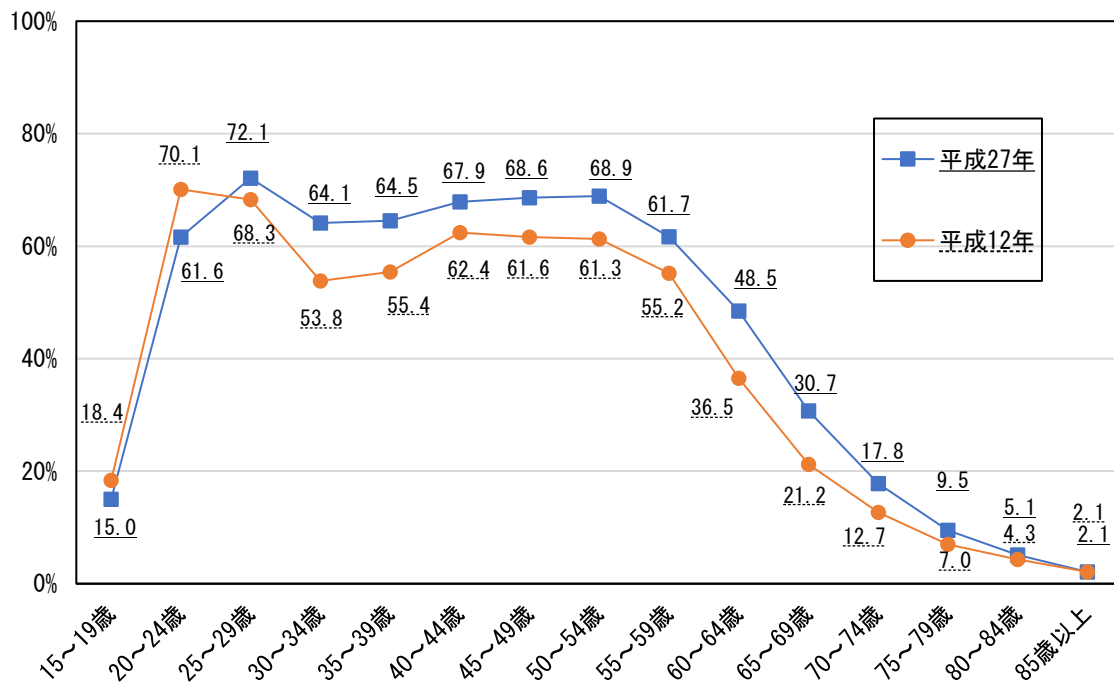
【図 6 男女別労働力人口の推移】



資料：国勢調査

第2章 守口市の現状

【図7 女性の年齢5歳階層別労働力率】



資料：国勢調査

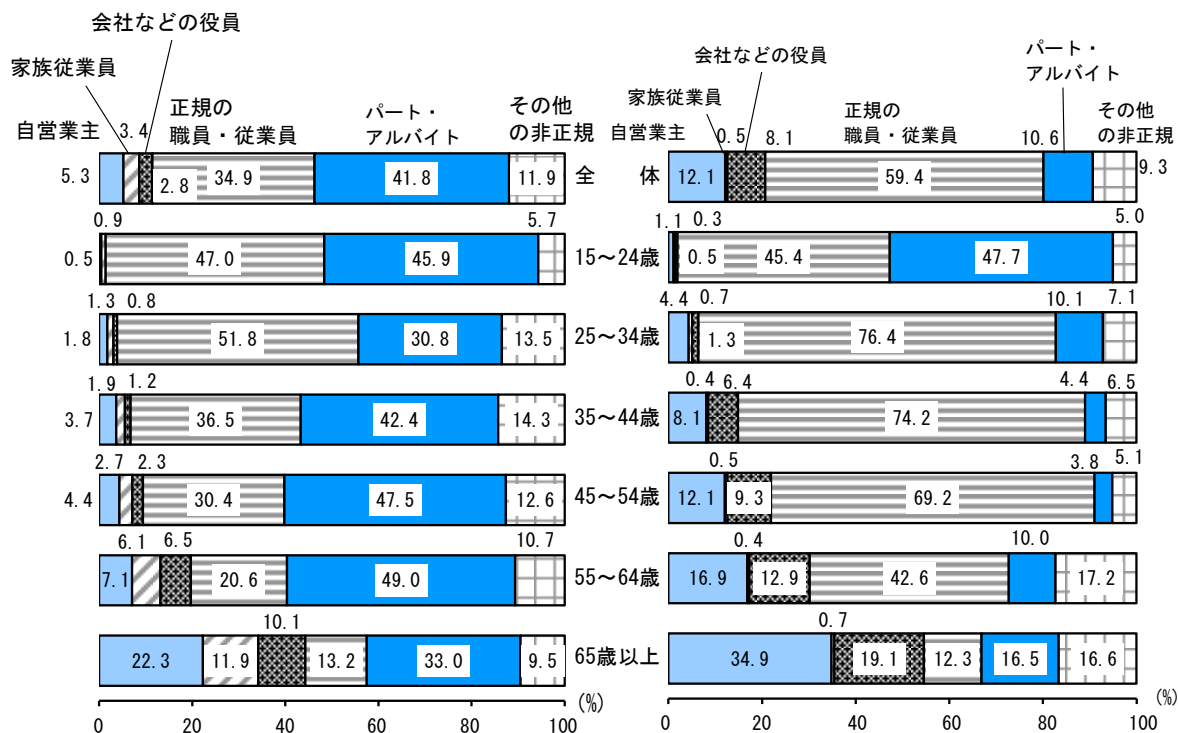
注記：平成12年労働力率は労働状態不詳を除いて算出

平成27年労働力率は労働状態不詳を含んで算出

【図8 年齢階層別就業形態（大阪府全体）】

＜女性＞

＜男性＞



資料：平成24年就業構造基本調査（総務省統計局）

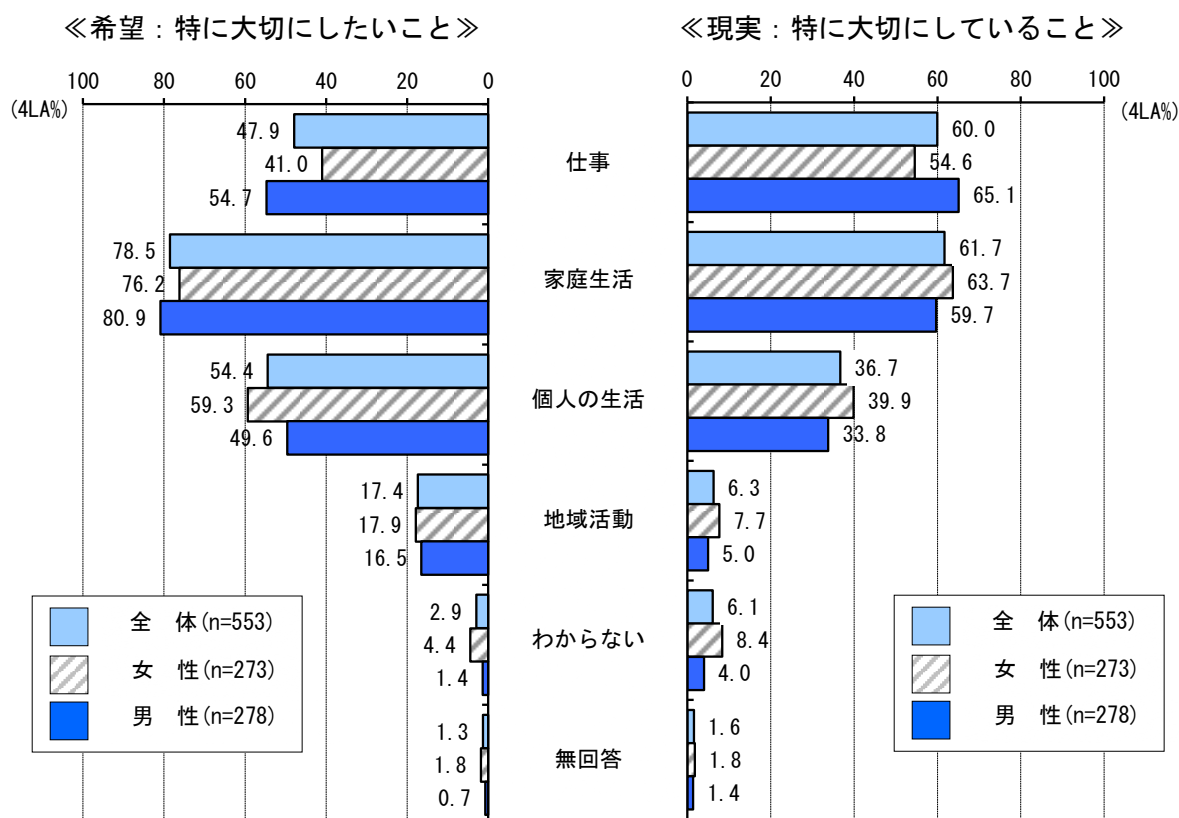
(2) ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

『希望（特に大切にしたい生活）』については、男女ともに「家庭生活」が最も多く、次いで、女性は「個人の生活」、男性は「仕事」となっています。（図9）

『現実（特に大切にしている生活）』については、女性は「家庭生活」に次いで「仕事」、男性は「仕事」に次いで「家庭生活」となっており、男女ともに《希望》に比べて「仕事」の順位があがっています。

『希望』と『現実』の差をみると、「仕事」については、女性は13.6ポイント、男性は10.4ポイント、『現実』の方が高くなっています。一方、「家庭生活」「個人生活」については、女性は「家庭生活」で12.5ポイント、「個人生活」で19.4ポイント、男性は「家庭生活」で21.2ポイント、「個人生活」で15.8ポイントと『希望』が『現実』を上回っており、女性・男性ともに《希望》と《現実》に大きな差があることがわかります。

【図9 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実】



資料：平成26年市民意識調査結果（但し、有職者のみ）

注記：グラフの「4LA%」は、選択肢のなかからあてはまるものを4つ以内で選択していることを示す

3. 女性の参画の状況

本市の審議会等委員に占める女性の割合は、令和元（2019）年で 25.3% となっています。
 （図 11）市の職員の女性割合は、令和元（2019）年で 42.4% を占めていますが、一般行政職の管理職に占める女性の割合は、4.2% にとどまっています。（図 12・図 13）

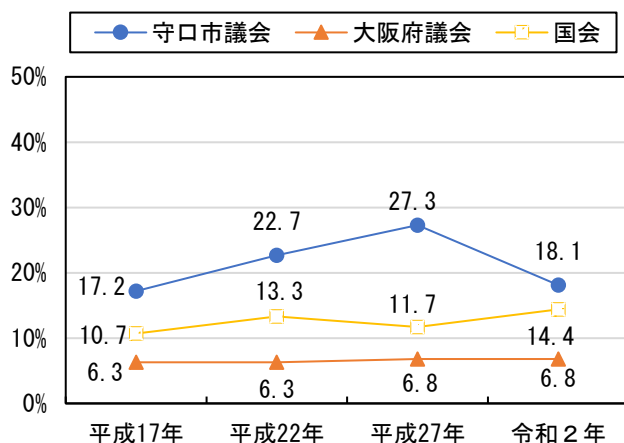
小学校・中学校の教頭に占める女性の割合は、令和元（2019）年で 17.3% であり、校長については令和元（2019）年で 22.7% となっております。（図 14）

P T A 会長に占める女性の割合は、令和元（2019）年では、小学校が 14.2%、中学校では、14.3% となっています。（図 15）

老人クラブ会長における女性の割合は、平成 17（2005）年と比較すると 2 倍を超え令和元（2019）年で 32.3% となっています。（図 16）

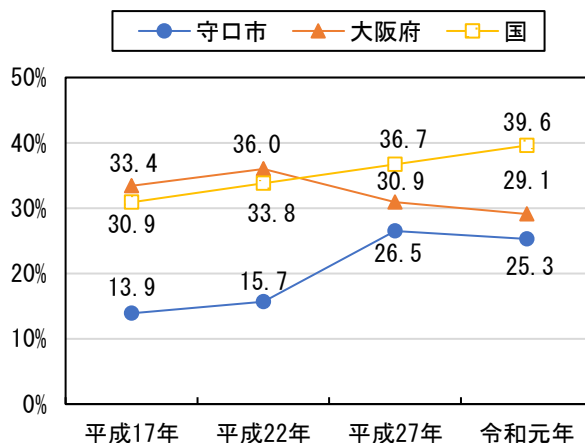
自治会会長における女性の割合は、令和元（2019）年で 10.7% となっております。（図 16）

【図 10 議員の女性割合】



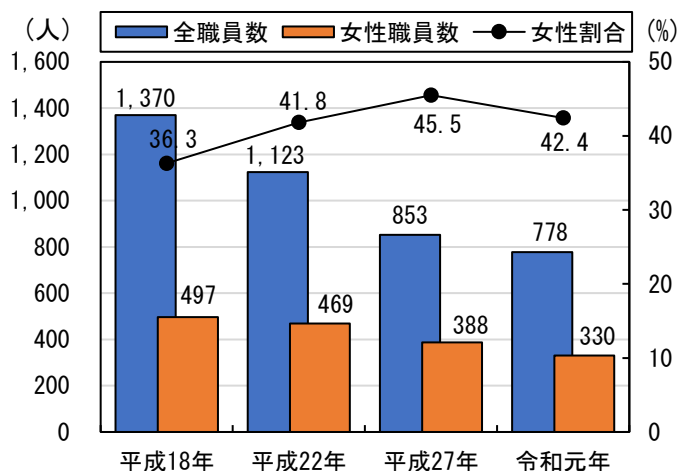
資料：国会の平成 17 年・22 年は「男女共同参画白書」、平成 27・令和 2 年はホームページ
 大阪府議会の平成 17 年・22 年は「大阪府男女共同参画プラン（2011-2012）」三次評価、平成 27・令和 2 年はホームページ
 守口市議会事務局

【図 11 審議会等委員の女性の割合】



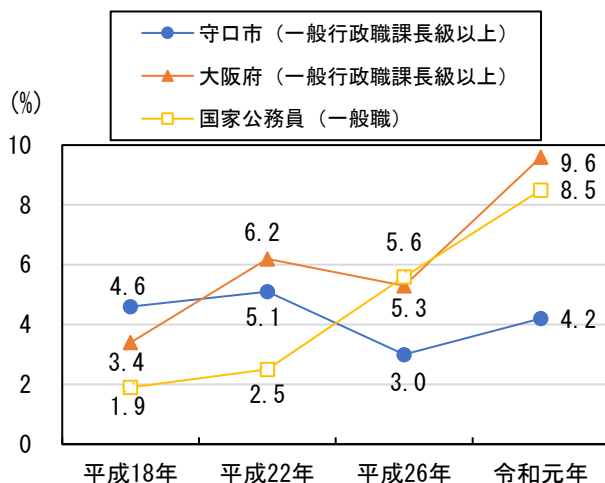
資料：国は「国の審議会等における女性委員の参画調べ」
 府・市は「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

【図12 守口市の女性職員割合】



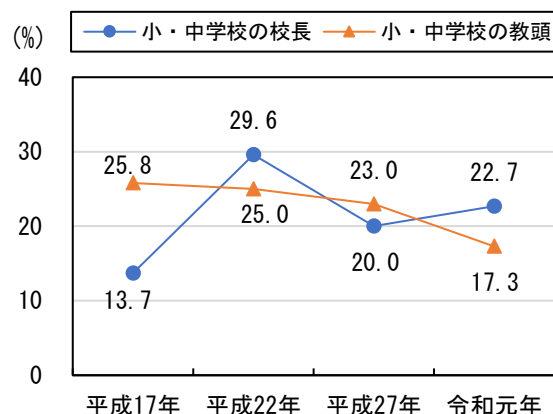
資料：守口市人事課
各年4月1日現在

【図13 公務員管理職の女性割合】



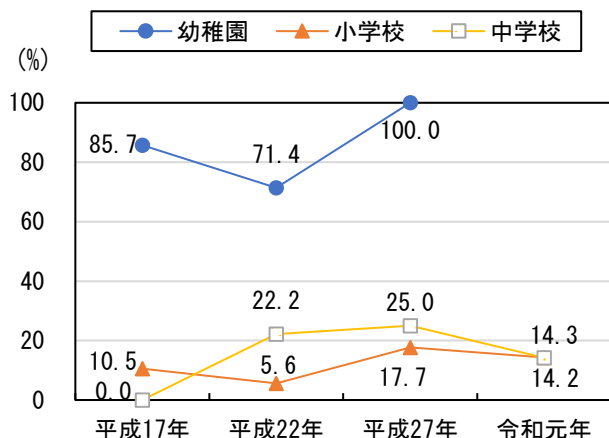
資料：国は、「国家公務員の管理職の現状について（資料3）」
府は「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
守口市人事課、各年4月1日現在

【図14 小・中学校の校長・教頭の女性割合】



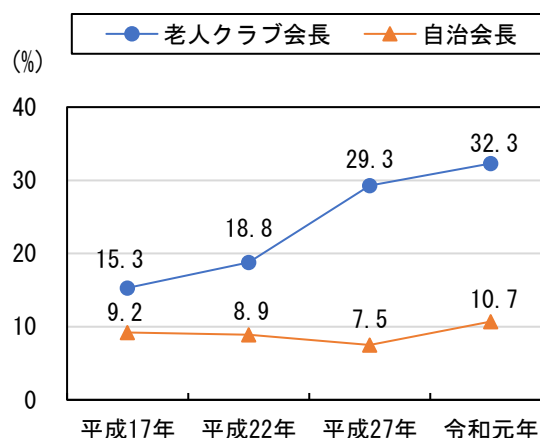
資料：守口市教育委員会、各年5月1日現在

【図15 PTA会長の女性割合】



資料：守口市教育委員会、各年5月1日現在
注記：幼稚園は、平成28年に認定こども園に変更されたため、令和元年の数値は表記していません。

【図16 団体の長の女性割合】



資料：守口市高齢介護課・コミュニティ推進課
各年5月1日現在

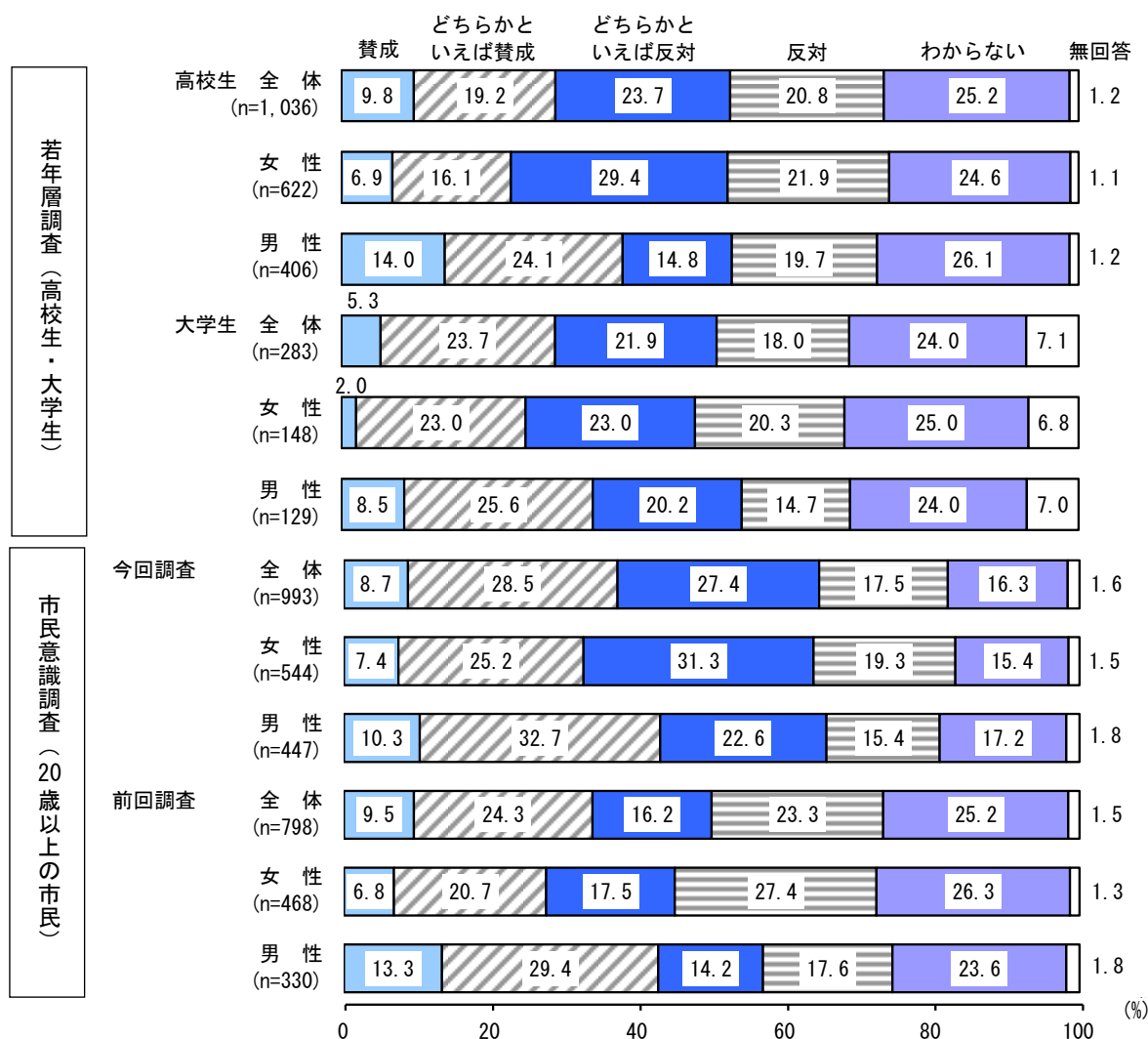
4. 性別役割分担や男女平等に関する意識

(1) 固定的な性別役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担の考え方については、若年層（高校生・大学生）・20歳以上の市民、いずれも、女性は『反対派』（「反対」＋「どちらかといえば反対」）の方が、男性は『賛成派』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）の方が比率が高くなっており、男性は女性より性別による固定的な役割分担の考え方に肯定的な傾向がみられます。

20歳以上の市民について前回調査（平成15（2003）年）と比べると、男女ともに「わからない」が少なくなり、賛成、反対の意見を持つ人が増えています。また、『反対派』の比率は、前回調査より女性で5.7ポイント、男性で6.2ポイント増えています。（図17）

【図17「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について】



資料：平成26年市民意識調査結果、平成27年若年層（高校生・大学生）意識調査結果

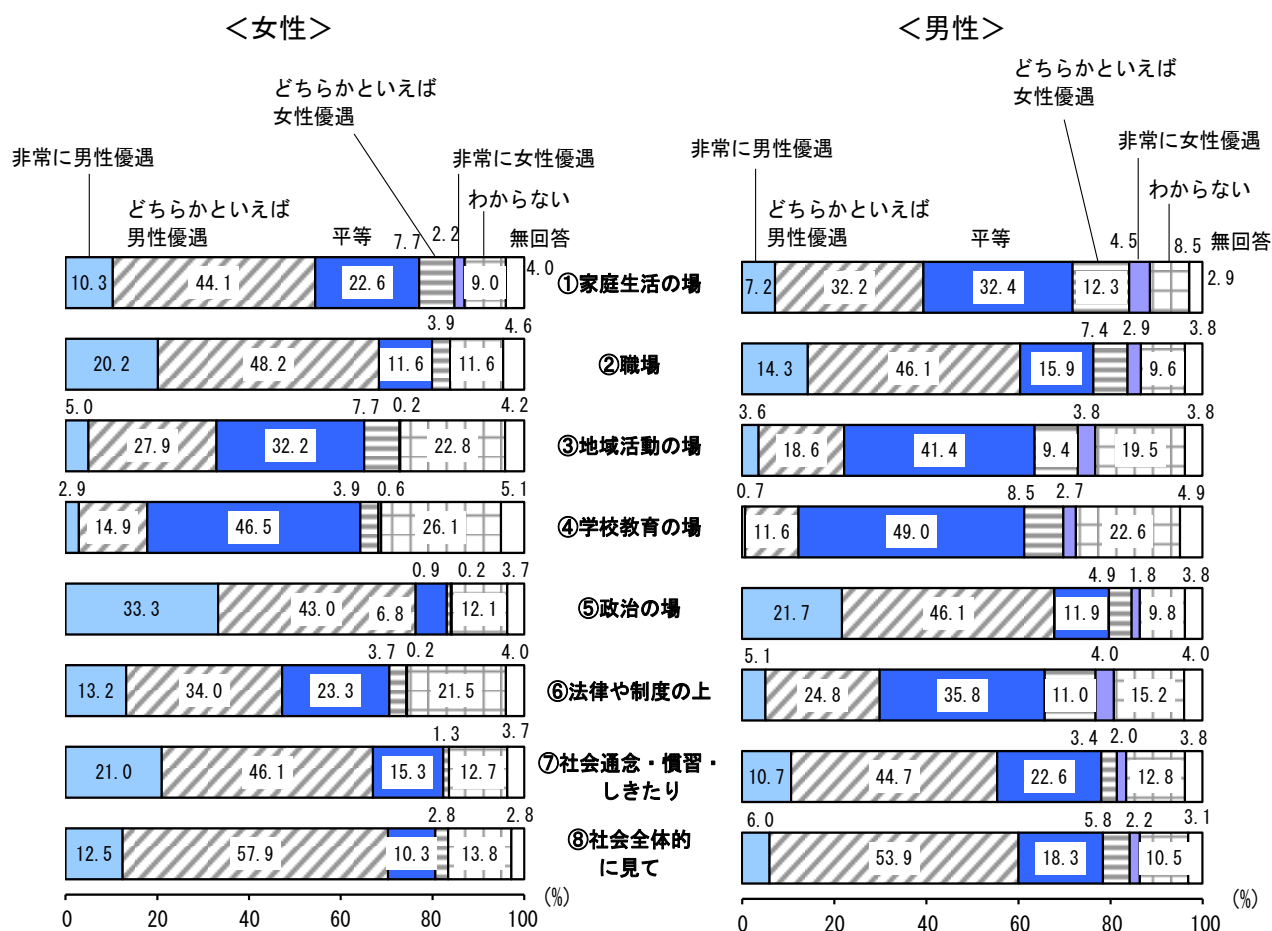
(2) 社会での男女の地位の平等感

社会生活上の7つの場面と社会全体について男女平等の現状認識をみると、「学校教育の場」では、男女ともに「平等」と回答した人が、半数近くを占めています。また、男性は、「地域活動」で41.4%、「法律や制度の上」で35.8%の人が「平等」と答えており、比較的多数を占めているのに対して、女性は『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」）＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が、「平等」を上回っています。

特に『男性優遇』と認識されているのは、「政治の場」、「職場」、「社会通念・慣習・しきたり」であり、男性に比べて女性の方が『男性優遇』とみています。

また、「社会全体的に見て」についても、男女ともに『男性優遇』が多く、女性で70.4%、男性で59.9%を占めています。（図18）

【図 18 男女平等に関する現状認識】



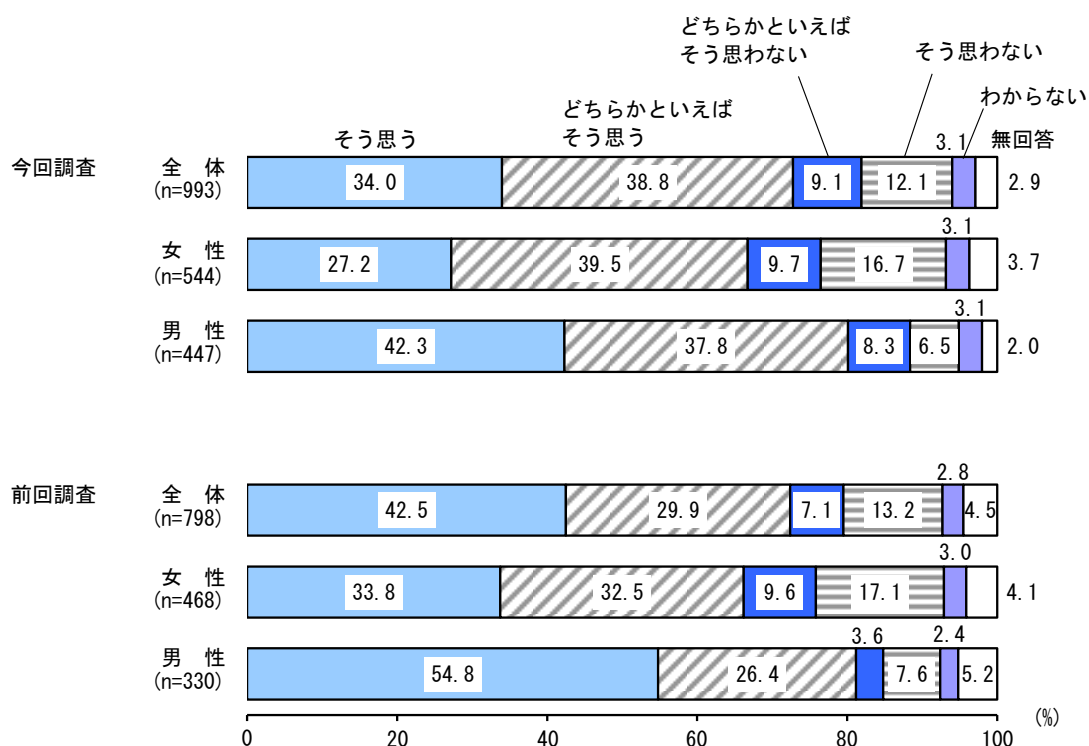
資料：平成26年市民意識調査結果

(3) 「女の子らしく、男の子らしく」という子どもの育て方に関する意識

「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てたい」という考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた『賛成派』は72.8%を占めており、子育てにおいて「女らしさ、男らしさ」へのこだわりが強いことがうかがえます。この傾向は、特に男性で顕著となっています。(図19)

但し、前回調査(平成15(2003)年)と比較すると、男女ともに「そう思う」と積極的に賛成する人の比率は低下しています。(図19)

【図19 「女の子は女らしく、男の子は男らしく育てたい」という考え方について】



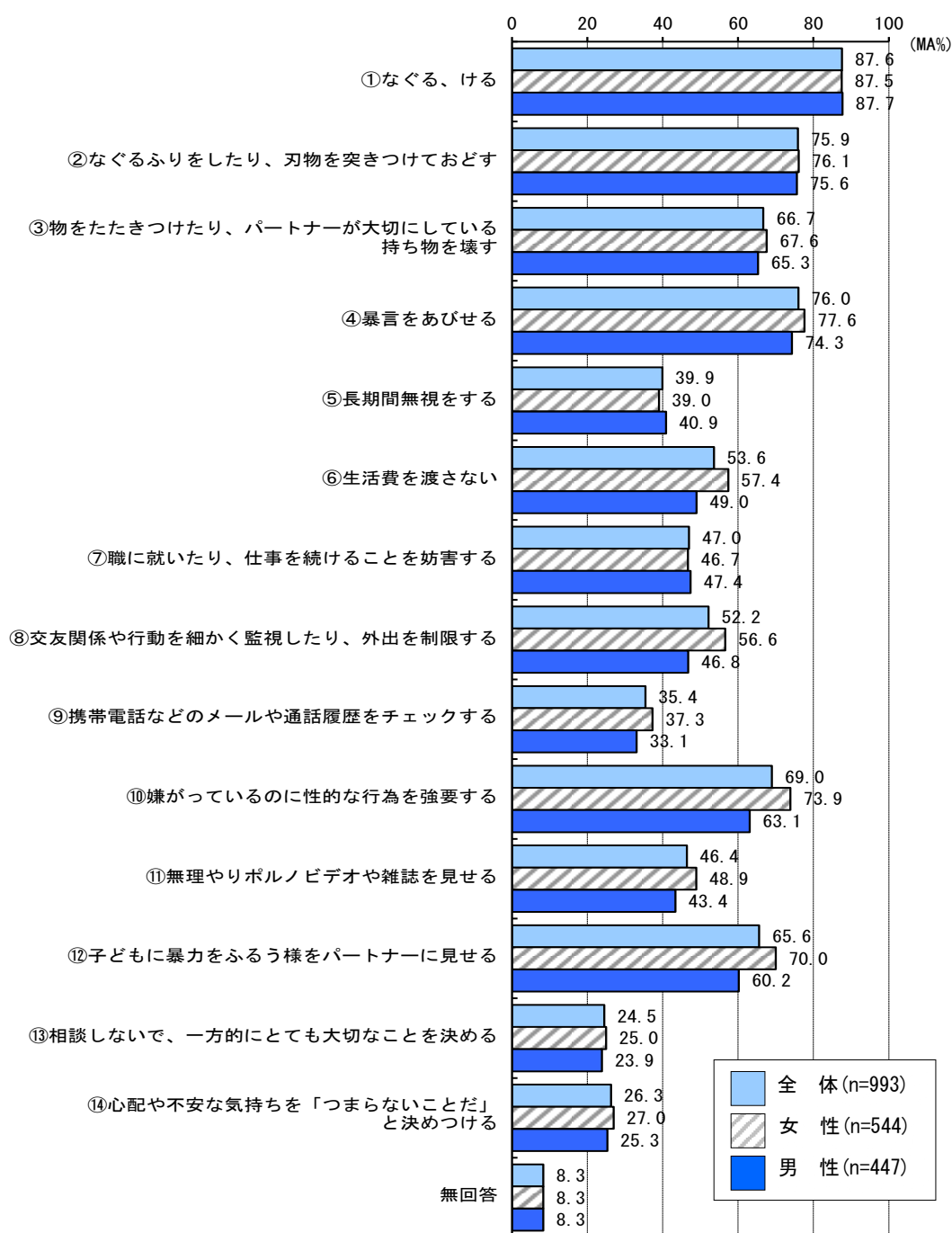
資料：平成26年市民意識調査結果

5. 男女間の暴力をめぐる状況

(1) DVをめぐる状況

身体的暴力については、4人中3人以上がDVだと認識していますが、「⑭心配や不安な気持ちを「つまらないことだ」と決めつける」「⑬相談しないで、一方的にとっても大切なことを決める」など精神的暴力につながる行為については3割に満たない状況です。(図20)

【図20 DVだと思う行為】



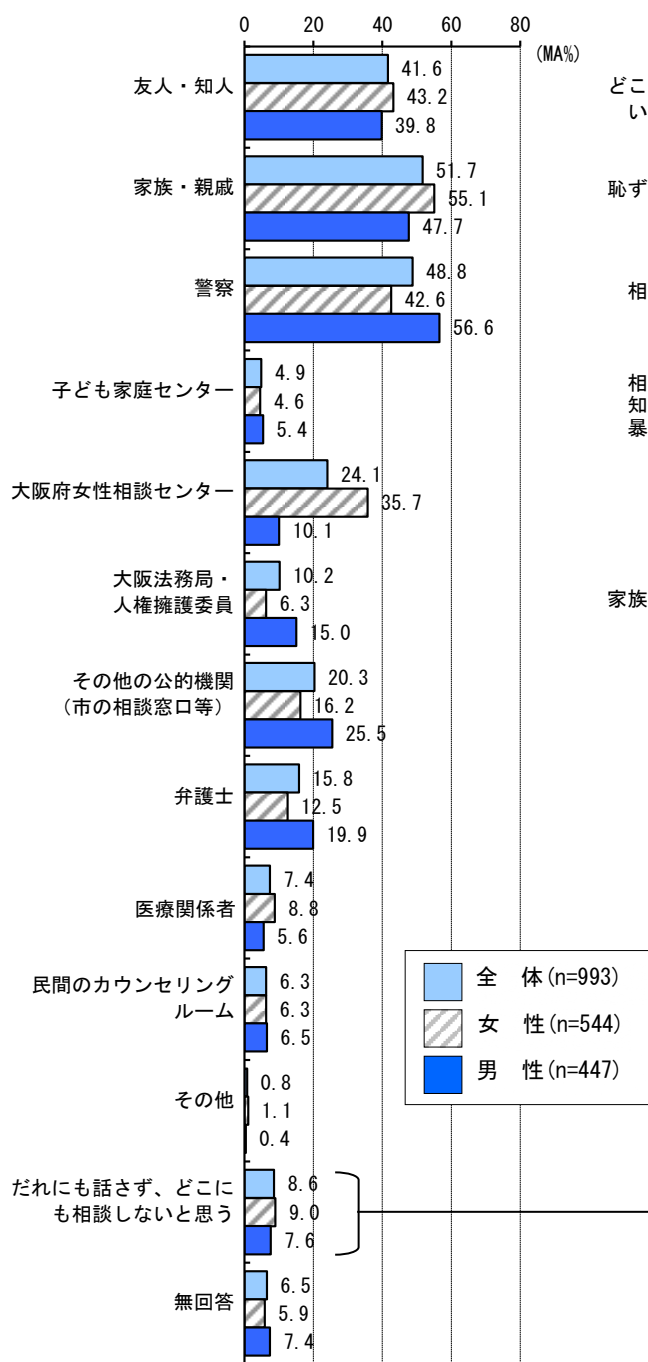
資料：平成26年市民意識調査結果

第2章 守口市の現状

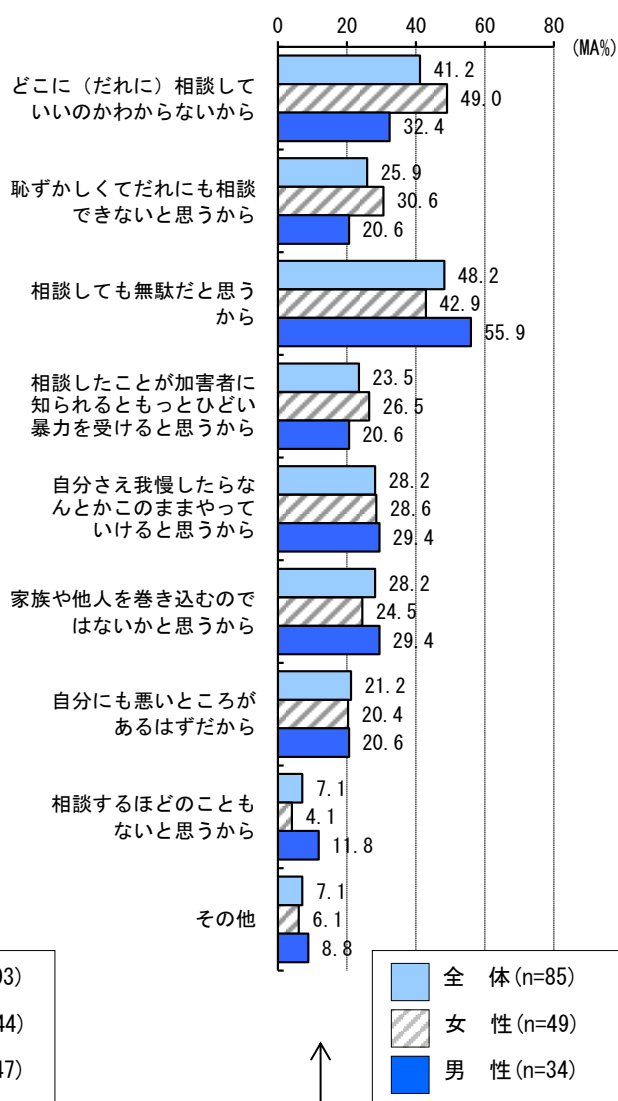
DVの被害に遭った場合の相談先については、女性は「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」、「警察」となっています。一方、男性は「警察」が最も多く、次いで「家族・親戚」、「友人・知人」となっており、男女で若干の違いがみられます。(図 21)

DV被害にあった場合に「だれにも話さず、どこにも相談しないと思う」と回答した人の理由については、「相談しても無駄だと思うから」、「どこに（だれに）相談したらいいのかわからないから」が多くなっています。(図 22)

【図 21 DV被害にあった場合の相談先】



【図 22 誰にも相談しない理由】



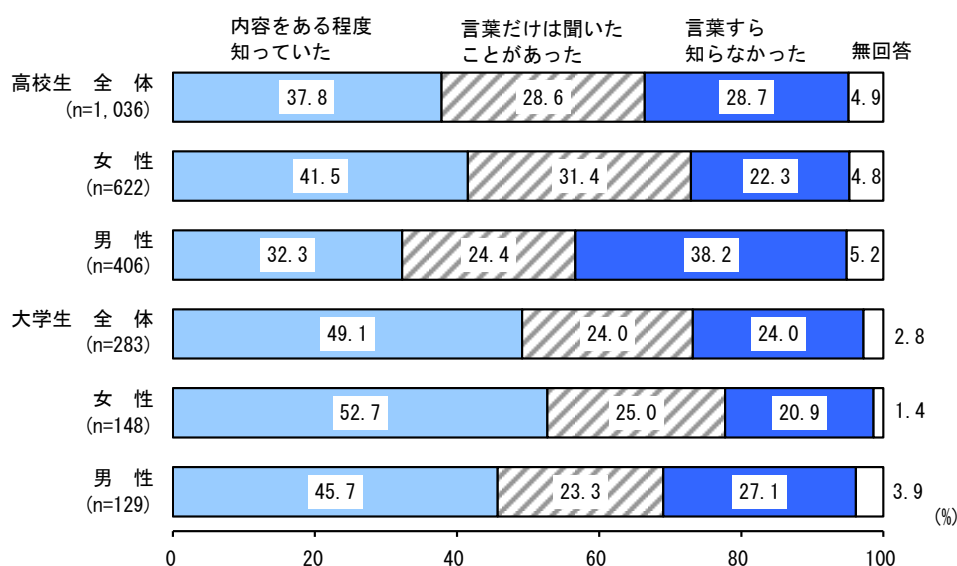
資料：平成 26 年市民意識調査結果

(2) デートDV(*)をめぐる状況

交際相手からの暴力（いわゆる「デートDV」）の認知度については、「内容をある程度知っていた」は、高校生で37.8%、大学生で49.1%となっており、高校生・大学生ともに女性の方が認知度は高くなっています。（図23）

デートDVだと思う態度・行為については、高校生・大学生ともに「⑤嫌がっているのに性的な行為を無理やりする」「①たたいたり、けったり、物を投げつけたりする」「⑦思い通りにならないと、どなったり、おどしたりする」については約8割がDVだと認識しています。一方、「④誰とどこにいたのかいつも聞く」「②メールや携帯電話の着信履歴を細かくチェックする」「⑩異性の友達と話しているだけで怒る」「⑨二人のデート代をいつも払わされる」「③すぐに電話にでなかったりすると怒る」については、「思う」は5割未満と少なくなっています。（図24）

【図23 「デートDV」という言葉の認知度】



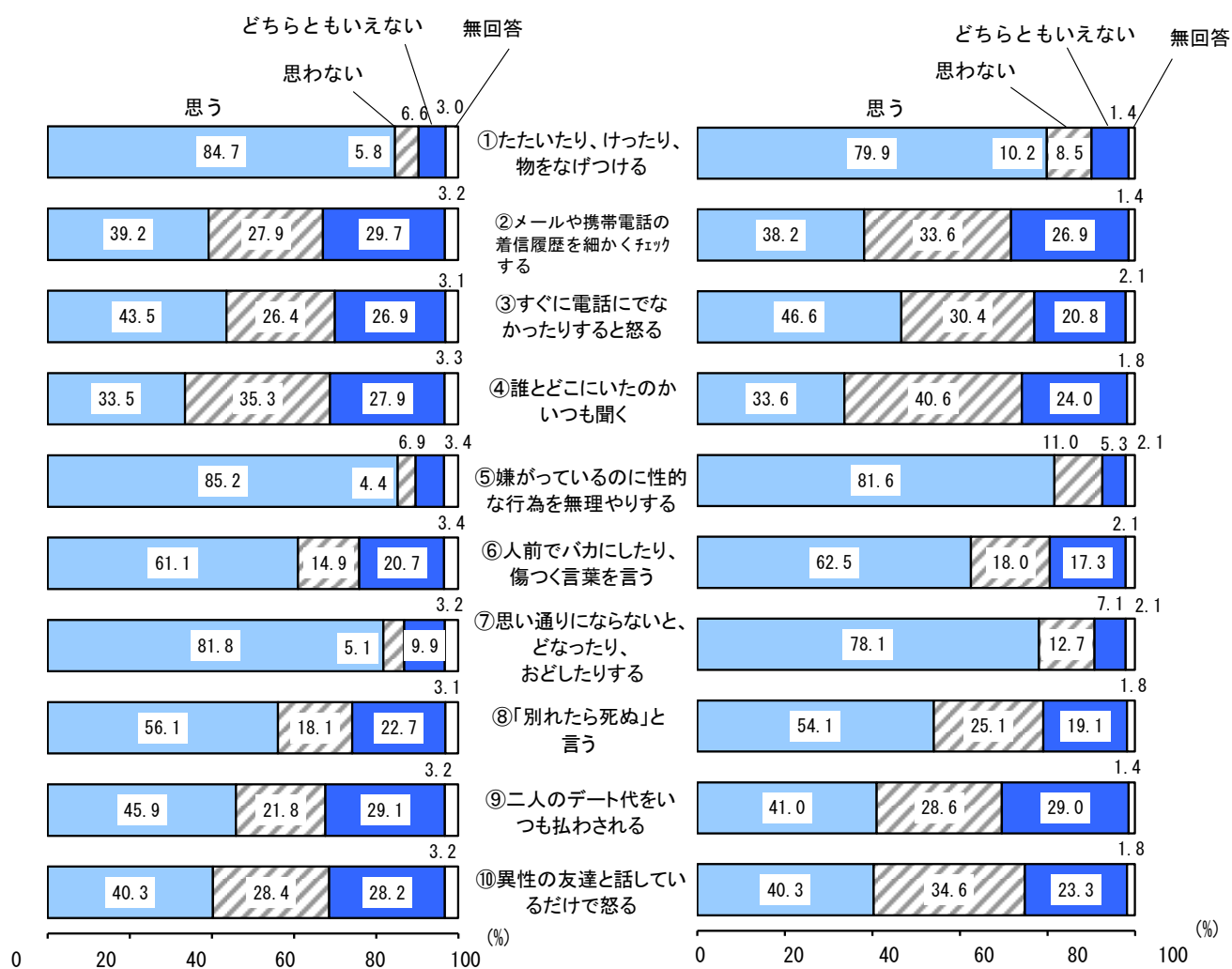
資料：平成27年若年層（高校生・大学生）意識調査結果

第2章 守口市の現状

【図 24 「デートDV」だと思う態度・行為】

<高校生 (n=1,036)>

<大学生 (n=283)>



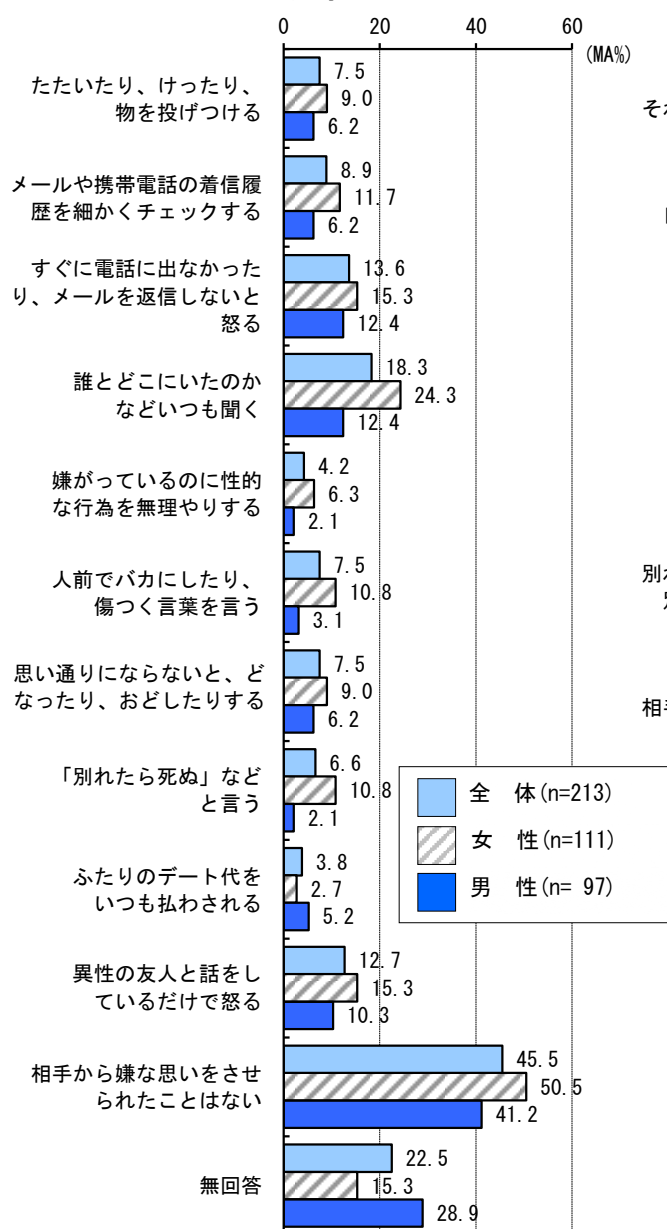
実際に、DV被害を経験したことがある大学生は、女性で39.6%、男性で32.0%となっています。(デートDVに該当する10の項目のうち、1つでも受けたことがあると回答した人の比率を算出)

被害体験の上位3項目は、順位が若干入れ替わりますが、男女ともに「誰とどこにいたのかなどいつも聞く」、「すぐに電話に出なかったり、メールを返信しないと怒る」「異性の友人と話をしているだけで怒る」となっています。(図25)

何らかのデートDV被害を経験したことがある大学生について、その言動に対してどう思ったかをみると、男女ともに「それも愛情だと思った」が最も多くなっており、デートDVに対する認識は高いとはいえない状況です。(図26)

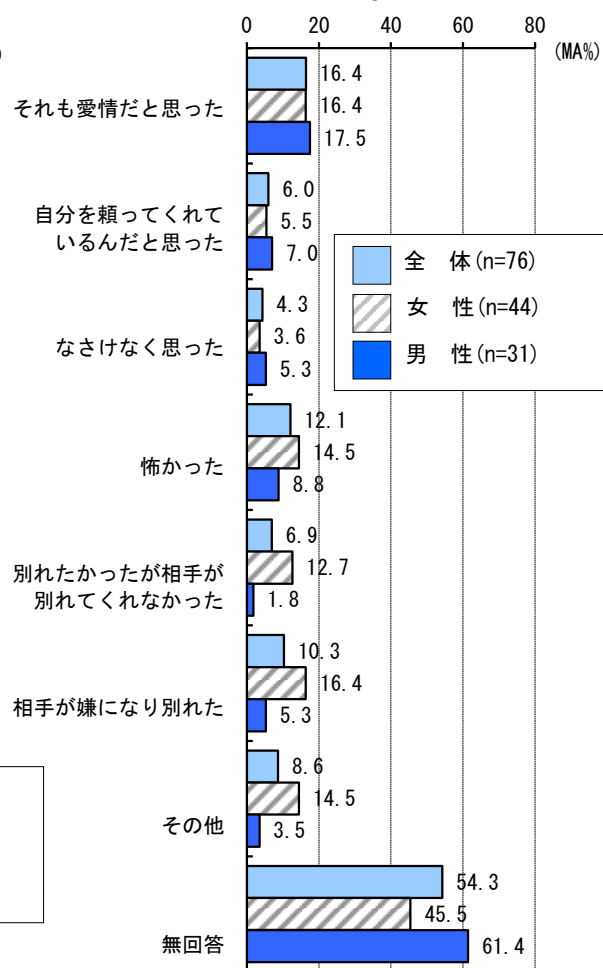
【図25 デートDV被害の経験】

<大学生>



【図26 デートDV被害を受けたときの気持ち】

<大学生>



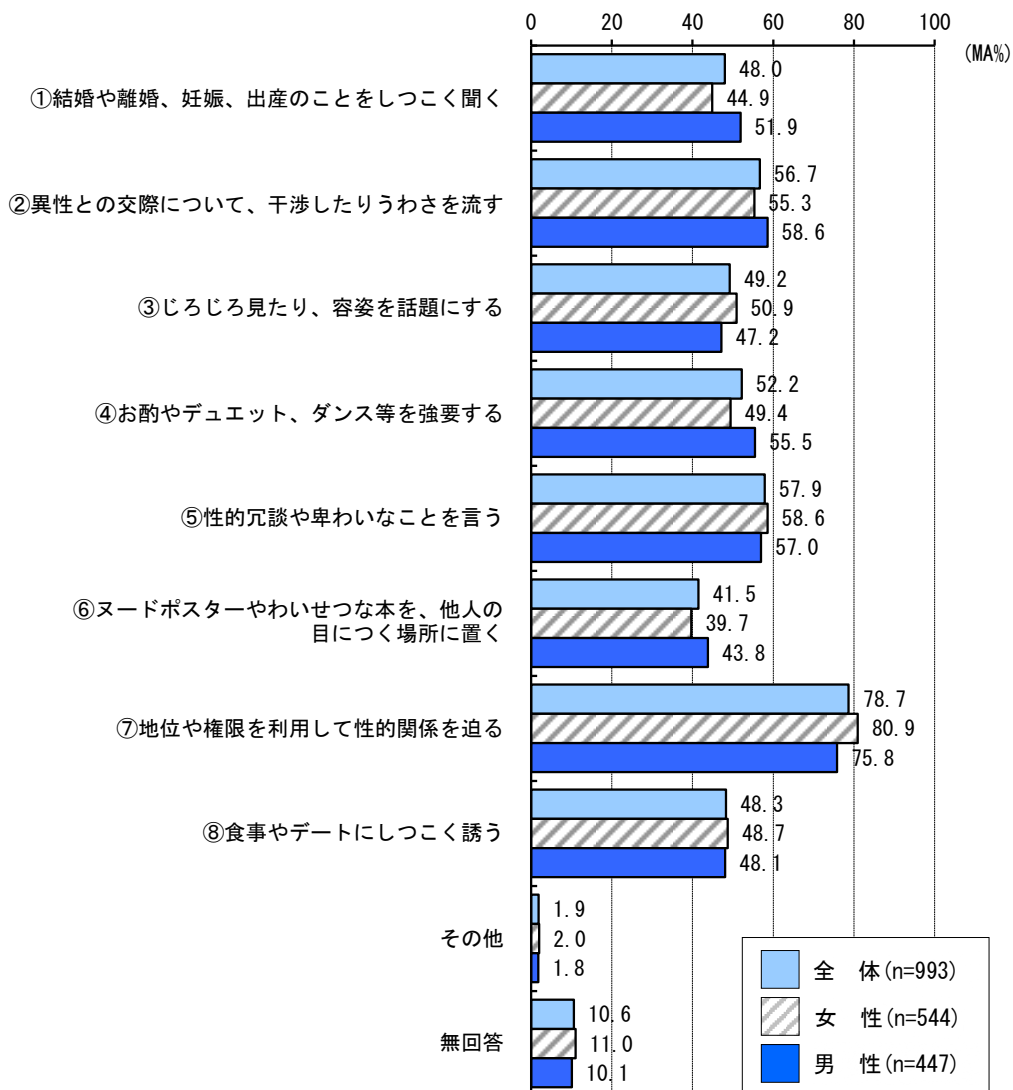
資料：平成27年若年層（高校生・大学生）意識調査結果

(3) セクシュアルハラスメント(*)に対する認識

セクシュアルハラスメント行為に該当する8項目のうち、「⑦地位や権限を利用して性的関係を迫る」については、約8割がセクシュアルハラスメントだと認識していますが、他の項目については概ね5割前後となっており、性別による差はほとんどない状況です。

(図 27)

【図 27 「セクシュアルハラスメント」だと思う行為】



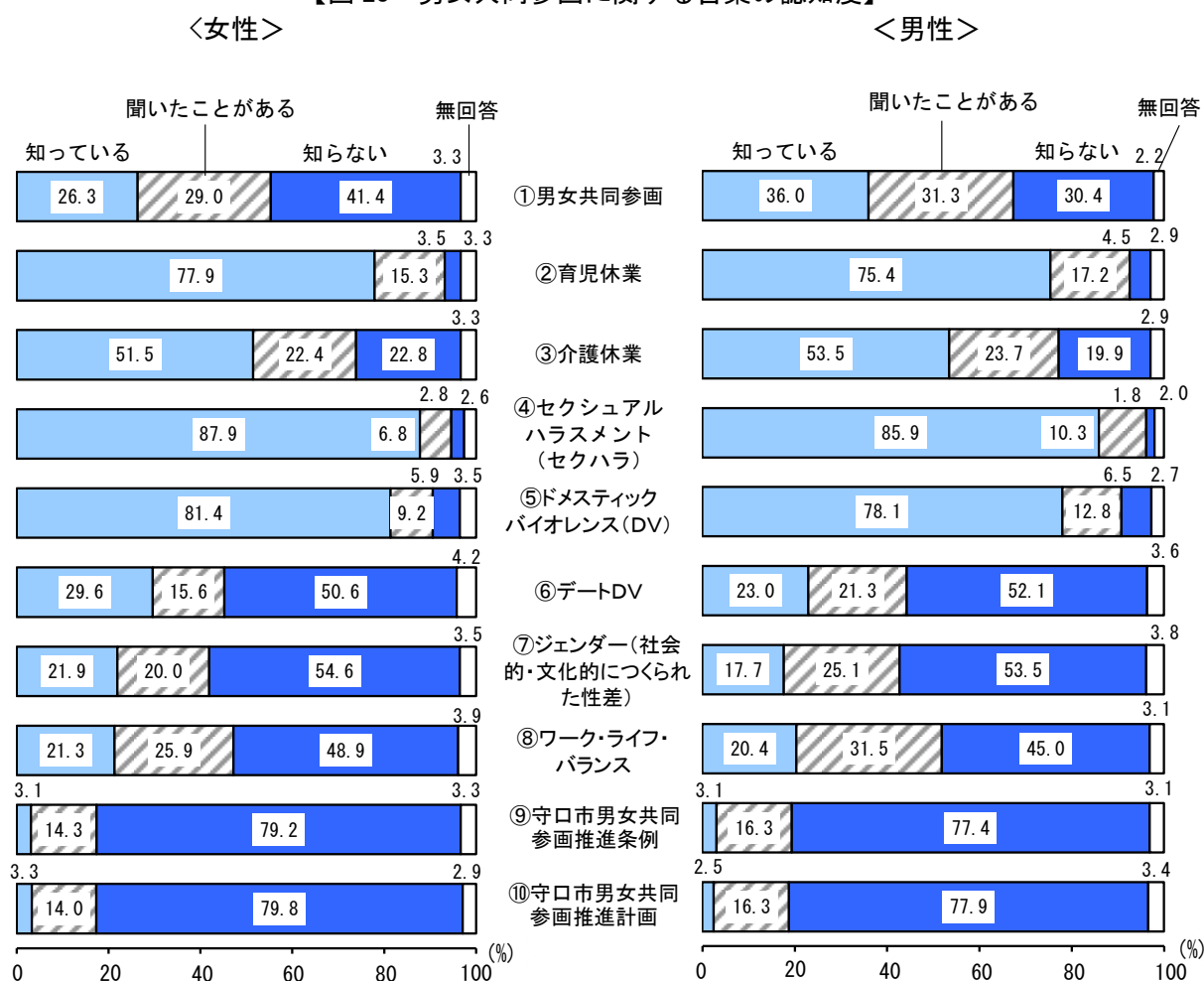
資料：平成 26 年市民意識調査結果

6. 男女共同参画に関する言葉やことからの認知度

男女共同参画に関する言葉やことからの認知度をみると、「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」や「ドメスティックバイオレンス（DV）」、「育児休業」、「介護休業」について、男女ともに5割以上が認知しています。

一方、認知度が低いのは、「守口市男女共同参画推進計画」、「守口市男女共同参画推進条例」で、男女ともに認知度が1割に満たない状況です。また、この10年以上、国をあげて取り組んできた「ジェンダー」「ワーク・ライフ・バランス」についても認知度は2割程度となっています。（図28）

【図 28 男女共同参画に関する言葉の認知度】



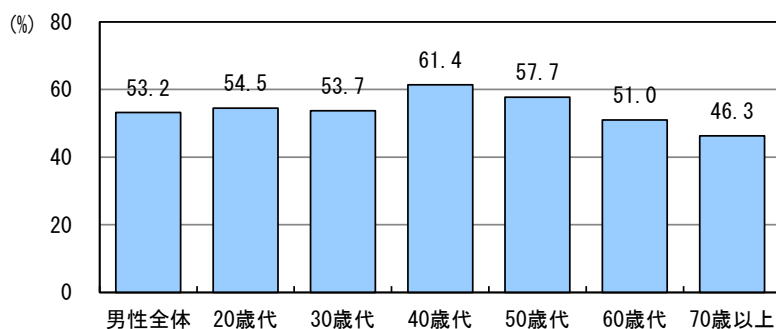
資料：平成 26 年市民意識調査結果

7. 男性の状況

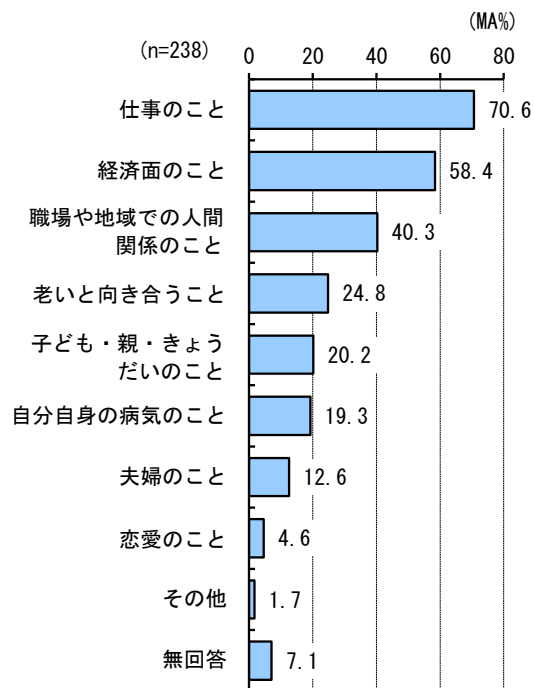
「男はつらい」と感じたことがある男性は5割を超えており、特に、40歳代、50歳代の働き盛りの年代で多くなっていますが、つらいと感じても「相談してもどうにもならないので相談しない」が3割、「男がつらいとは言えないので相談しない」が2割あり、男性は、悩みを一人で抱え込みやすい可能性が示されています。(図29・図31)

また、つらいと感じる内容では、「仕事のこと」が最も多く、次いで「経済面のこと」、「職場や地域での人間関係のこと」となっています。(図30)

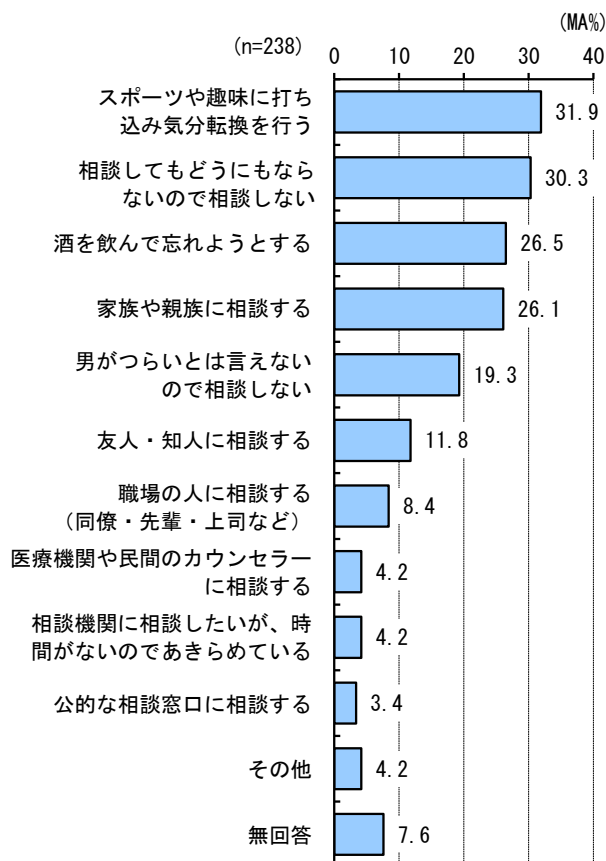
【図29 「男はつらい」と感じたことがある人の比率（男性のみ）】



【図30 「つらい」と感じる内容（男性のみ）】



【図31 「つらい」ときの対処（男性のみ）】



資料：平成26年市民一色調査結果

注記：図29、図30は、「男はつらい」と感じたことがある人が母数

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

我が国は、少子高齢化が急速に進展し、高度情報化や国際化とともに個人の価値観の多様化が進み、これまでの産業構造や社会制度では立ち行かなくなっています。また、日本国憲法において「法の下での平等」がうたわれ、国際社会における取組と連動しつつ、男女共同参画の実現に向けた様々な取組がなされてきました。

少子高齢化が進む本市においても、このような社会経済情勢に対応するため、男女共同参画に向けた取組を進めてきましたが、男女の人権が尊重された活力ある地域社会を構築するためには、なお一層の取組が必要です。

このため、本計画の基本理念は、「改定 守口市男女共同参画推進計画」を引き継ぎ、また、守口市男女共同参画推進条例が掲げる7つの基本理念を踏まえ、次のとおり定めます。

<基本理念>

**「すべての市民が男女の性別にかかわらず、互いを尊重しつつ
対等な立場でさまざまな分野に参画し、その個性と能力を発揮し、
ともに喜びや責任を分かち合うことができるまちづくりをめざします。」**

守口市男女共同参画推進条例 7つの基本理念（第3条）

- ①男女の人権の尊重
- ②男女の性別にとどまらず、あらゆる人の人権尊重への配慮
- ③社会における制度又は慣行についての配慮
- ④政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑥家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑦国際社会における取組への配慮

2. 基本的視点

本計画の策定にあたり、以下の7点を基本的視点とします。ここで掲げる基本的視点は、後述するすべての施策の方向において、心がけておくべき共通の考え方を示しています。

（１）人権の尊重

すべての基本は、一人ひとりが個人としての尊厳が重んぜられることです。男女の性別にとどまらず、性的マイノリティ(*)、外国人、その他のあらゆる人の人権の尊重を基本として、施策を推進します。

（２）あらゆる分野への男女共同参画の推進

少子高齢化が急速に進む中、女性をはじめとする多様な人材の活用による社会経済の活性化が求められています。男女一人ひとりが能力を十分に発揮して、あらゆる分野へ参画するための環境整備を進める視点で、施策を推進します。

（３）固定的な性別役割分担意識の解消

男女の自由な生き方を制約し、男女の不平等感や性暴力を生む要因となることがある「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識の解消、制度・慣行等に存在する性別による格差の是正を視点として、施策を推進します。

（４）能力開発（エンパワーメント）(*)の促進

男女が社会のあらゆる分野に参画していくためには、一人ひとりが社会の一員としての自覚をもち、政治的・経済的・社会的・文化的な能力を高める必要があります。エンパワーメントを促進する視点で、施策を推進します。

（５）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発、趣味等のさまざまな活動を、ライフステージに応じて自らの希望に添って展開できる社会を実現する視点で、施策を推進します。

（６）市、市民、事業所との連携、協働の推進

市と市民、事業所、各種団体などがそれぞれの責務と役割を担い、対等な協力関係を構築し、連携と協働による男女共同参画社会の実現を視点として、施策を推進します。

（７）女性に対するあらゆる暴力を容認しない社会の実現

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。女性に対する暴力を容認しない社会を実現する視点で、施策を推進します。

3. 基本目標

計画の基本理念を実現するため、本市の課題を踏まえて4つの基本目標を設定し、男女共同参画社会形成のための総合的な施策を展開します。

基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍

少子高齢化が進行する中、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、あらゆる分野に女性が参画し、女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。

自らの意思によって女性の個性と能力が十分に発揮できる環境整備とともに、政策・方針決定過程など男女共同参画が進んでいない分野を含めたあらゆる分野に女性が参画し、活躍できる社会環境の整備を目指します。

基本目標2. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

～「守口市DV対策基本計画」を含む～

配偶者等からの暴力（DV）（*）や交際相手に対する暴力（デートDV）、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどは重大な人権侵害であり、いかなる場合でも絶対に許されるものではありません。

男女がともに対等な社会の構成員として、安心して暮らすことができる男女共同参画社会をつくっていくために、女性等に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。

基本目標3. 男女共同参画意識の醸成

男女が互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、一人ひとりの男女共同参画に対する認識を深め、社会全体に定着させることが重要です。長い年月をかけて培われた性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画意識の醸成を目指します。

基本目標4. 誰もが安心・安全に暮らせる環境整備

男女共同参画推進法は、男女が均等に経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を目指しています。

男女の生涯にわたる心身の健康づくりを支援するとともに、高齢者をはじめ、障がいのある人や複合的に困難を抱えている人などだれもがともに安心して、生き生きと暮らせる環境整備を目指します。

4. 施策の体系

基本目標	基本方針	施策の方向
1. あらゆる分野における女性の活躍	1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	① 市政・教育における女性の参画推進
		② 働く場での男女共同参画の推進
		③ 地域活動・地域づくりにおける男女共同参画の促進
	2) ワーク・ライフ・バランスの推進	① ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の充実
		② 多様な働き方への支援の充実
		③ 男性にとっての男女共同参画の推進
		④ 育児・介護への支援の充実
	3) 女性の活躍支援	① 女性活躍推進法に基づく取組の実施(守口市の推進計画)
		② 女性人材の育成、女性の再就職への支援の推進
		③ 男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の促進
2. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	4) あらゆる暴力根絶のための社会づくり	① 暴力根絶に向けた啓発の推進
		② さまざまな暴力に対する支援の充実
		③ セクシュアルハラスメント防止対策の推進
	5) DV対策の充実(守口市DV対策基本計画)	① DVを許さない市民意識の形成
		② 早期発見・相談体制の充実
		③ 被害者の安全な保護と自立への支援
		④ 支援体制の整備
3. 男女共同参画意識の醸成	6) 男女平等・男女共同参画意識の確立に向けた啓発	① 多様な啓発活動の推進
		② 男女共同参画に関する情報の収集・提供の推進

基本目標	基本方針	施策の方向
3. 男女共同参画意識の醸成	7) 男女共同参画に向けての教育・学習の推進	①男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
		②男女平等・男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進
		③男女平等・男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進
	8) メディアにおける人権尊重	①女性の人権を尊重した表現の推進
		②メディアからの情報を読み解き、発信する能力の育成
	9) 多文化共生(*)の視点を踏まえた男女共同参画の推進	①多文化理解と交流の推進
		②在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進
4. 誰もが安心・安全に暮らせる環境整備	10) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	①男女の性に関する正しい理解の促進
		②妊娠・出産期における心身の健康保持と子どもの保健・医療の推進
		③ライフステージに応じた心身の健康づくりの推進
	11) さまざまな困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	①子どもが育つ環境の整備
		②高齢者が安心して暮らせる環境の整備
		③障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備
		④複合的に困難な状況におかれている人への支援の充実

第4章 目標実現に向けた施策の推進

基本目標1. あらゆる分野における女性の活躍

基本方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

《現状と課題》

将来にわたり活力あるまちとしていくためには、女性を始め多様な人材の能力を活かし、政策立案や企業経営、地域活動に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みが求められています。

事業所においては、雇用機会均等法に基づき、賃金や職種、管理職への登用などにおいて男女平等が原則ですが、市民意識調査（P16、図18参照）によると、職場は政治の場に次いで男性優遇であると認識されています。制度面だけでなく、意欲と能力のある女性が職場で活躍することができるよう事業所へ積極的改善措置(*)の推進を働きかけるとともに、働く男女への啓発に取り組む必要があります。

また、地域においては、自治会長や老人クラブ会長、小・中学校PTA会長に占める女性の割合はまだ低く（P14、図15・16参照）、男性が役職に就き、実務的な役割は女性が担うという慣行が今だにみられます。少子高齢化が進み、地域活動の担い手が減少している中、地域においても、女性が男性とともに力を発揮できるよう女性の自主的な意欲を引き出し、自らが計画し、活動に参画できるようにしていく必要があります。

政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、男女共同参画による守口市の活性化に向けて、事業所や地域など組織の環境を変革していく必要があります。また、市役所は、市民や事業者をけん引するために、事業所のロールモデル(*)となるよう積極的に男女共同参画を推進することが必要です。

≪施策の方向≫

①市政・教育における女性の参画推進

具体的な施策	内容	担当課
女性職員の管理職登用促進	女性職員の人材育成及び目標指標を達成するための環境づくりを行います。	人事課
女性教職員の管理職への任用促進	女性教職員の管理職への任用を促進します。	学校教育課
審議会などへの女性委員の登用促進	積極的に女性委員の登用を図るとした庁内方針を受け、目標を立てて達成に向け努めます。	関係各課
	審議会委員などにおける性別の偏りを解消するため、積極的に女性委員の登用を図ることを庁内方針とした文書により依頼し、必要に応じ担当課とのヒヤリングを実施します。	人権室
さまざまな媒体を利用した情報提供	広報もりぐちや市ホームページ、フェイスブックなどさまざまな媒体を利用した情報提供と広報広聴体制の充実を図ります。	広報広聴課 関係各課

②働く場での男女共同参画の推進

具体的な施策	内容	担当課
事業所における男女共同参画の促進	国・府と連携して、商工団体や事業所に対して、ポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を行います。	地域振興課
	守口市企業人権推進連絡会などを通じ、男女共同参画関連の研修会などで啓発に努めます。	人権室
女性のスキルアップの促進	さまざまな研修・講座等を通じて、女性の能力開発が行われるよう、事業所に啓発を行います。	地域振興課

③地域活動・地域づくりにおける男女共同参画の促進

具体的な施策	内容	担当課
各種団体における男女共同参画の促進	各種団体に対して、方針の立案や決定の場へ女性の参画促進を啓発します。	人権室 関係各課
地域活動における女性リーダーの育成	さまざまな研修・講座の実施など、地域において活躍できるよう、スキルアップを図ります。	人権室 コミュニティ推進課
人材情報の収集・提供	地域で活躍されている女性人材の発掘と、地域団体に情報を提供します。	全部局
男女共同参画推進事例の紹介	女性の視点をまちづくりに生かすなど、地域（事業所も含め）参画に関連した活動を行っている団体等の情報を発信します。	人権室

《目標指標》

目標指標	(平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
審議会等における女性委員の割合	26.5%	24.5%	40%以上 60%以下
女性のいない審議会等の割合の解消	36 機関中 6 機関	37 機関中 7 機関	0 機関
守口市職員の主任以上の女性割合	15.9%	23.8%	職員比率を 目標とする
守口市職員の女性管理職の割合（課長級以上）	2.7%	4.2%	10%

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 事業所は、管理職の性別の偏りをなくすために、女性の積極的な登用などに取組ましよう。
- 事業所は、女性従業員の能力開発やスキルアップに努めましよう。
- 自治会、老人クラブ、小・中学校 P T A など地域団体等の長に、女性の参画をすすめましよう。
- 地域住民は、女性が地域団体の長として活躍できるよう理解・協力をしましよう。



基本方針2 ワーク・ライフ・バランスの推進

《現状と課題》

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスについて、女性・男性ともに希望と現実には大きな差が生じており、女性は個人生活より仕事や家庭を優先し、男性は家庭生活より仕事を優先した生活をしている人が多くみられます（P12、図9参照）。

本市の女性の年齢別労働力率をみると（P11、図7参照）、M字型カーブの底が浅くなってきており、年齢に関わらず女性の労働力率は上昇しています。その一方で、就業の継続を希望していた女性が、出産を機に就業を断念するケースもあり、仕事と子育て等との両立が難しい状況が続いています。本市においては、保育所等の入所枠の拡大、一時預かりや病後児保育等の子育て支援の充実を図っているものの、就労を希望する女性も増加していることから、待機児童(*)の解消に向けた取組が必要です。

子育てが一段落してから、再就職する女性は、パート・アルバイトや契約社員などの非正規雇用を選択せざるを得ない現状にあります。また、経済的な理由からだけでなく、仕事を通して自己実現を図りたいという女性もあり、ワーク・ライフ・バランスの観点から、再就職、起業、自営業等への支援や、テレワークなど新しい働き方への支援が必要とされています。

一方、働く男性をみると、育児休業の取得は低迷しており、依然として、主に女性が家事や子育てを担っている状況です。さらに、市民意識調査によると「男はつらい」と感じている男性は53.2%と半数を超え、つらい内容では「仕事」が最も多くなっています（P25、図29・図30参照）。男性であるがゆえに、長時間労働や家計を支えることが求められることもあり、その重圧が心身の負担になっているとも言えます。

自殺統計（警察庁）によると、令和元（2019）年の自殺者の約7割は男性であるという現実も踏まえ、男性にとっての男女共同参画を進め、男性が抱えている悩みや困難へ対応できる体制づくりが必要です。

少子高齢社会の中で、女性も男性も、性別に関わりなく、ゆとりを持って働き続けるために、男性も家事・育児・介護に参画するとともに、行政による育児・介護環境の整備はもちろんのこと、育児休業や看護・介護休暇が取得しやすい職場環境づくりや長時間労働を前提としないなど働き方そのものを変えていく必要があります。

《施策の内容》

①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の充実

具体的な施策	内容	担当課
市民に向けた講座、研修等による意識改革	市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する講座、研修や関係法制度に関する情報提供を行います。	人権室
事業所との連携によるワーク・ライフ・バランスの意識啓発	労働時間短縮など働き方等の見直しに関する周知を行います。	人権室 地域振興課

②多様な働き方への支援の充実

具体的な施策	内容	担当課
非正規雇用者の労働条件向上や雇用拡大の促進	非正規雇用者の賃金、処遇改善について、市民への啓発を行います。	地域振興課
自営業の経営と家計分離に関わる普及・啓発	パンフレット・資料の情報提供や自営業者に対する周知を行います。	地域振興課
新しい就業形態の情報収集・提供	テレワークなど新しい働き方についての情報を提供します。	地域振興課

③男性にとっての男女共同参画の推進

具体的な施策	内容	担当課
男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進	男女共同参画社会は、あらゆる場面で男女が共に責任を担い、支え合う社会であり、男女共同参画に関する講演や連続講座を開催します。	人権室
男性の家事・育児関連講座、相談等の拡充	男性向け育児教室、料理教室など講座の充実に努めます。人権相談等相談業務の周知啓発に努めます。	子育て世代包括支援センター 人権室
男性が抱える困難への対応	自殺予防のための相談（経済・生活問題、就労、人権など）及び連携体制を整備します。	健康推進課 生活福祉課 地域振興課 人権室
男性の地域活動デビューへの支援	男性が、地域活動に積極的に参加・参画できるよう、地域の団体等と連携して、交流・参加機会の充実に努めます。また、シルバー人材センターの紹介も行います。	生涯学習・スポーツ振興課 子育て世代包括支援センター 高齢介護課

④育児・介護への支援の充実

具体的な施策	内容	担当課
育児・介護休業制度の周知や介護保険制度の普及・啓発	育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、さまざまな機会を活用し、周知します。	子育て支援政策課
	国・府と連携して、事業所に対して育児・介護休業制度を周知します。	地域振興課
	国・府と連携して、介護保険制度の普及・啓発を図ります。	高齢介護課
	守口市企業人権推進連絡会を通じ、子育て支援に積極的に取り組む企業の認定マーク「くるみんマーク」について啓発を行います。	人権室
育児休業、看護・介護休暇の取得環境の整備	男性市職員の育児休業、看護・介護休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。	人事課
子育て支援の充実	保育事業を拡充し、待機児童の解消を図ります。	子育て支援政策課
	「守口市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種の地域子ども・子育て支援事業を実施します。	子育て支援政策課 子育て世代包括支援センター
	放課後子ども総合プランを推進します。	子育て支援政策課
介護支援の充実	介護サービスについての啓発と関係機関との連携を図ります。	高齢介護課
	認知症による徘徊高齢者のための支援を行います。	高齢介護課
事業所における「行動計画」の推進を支援	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画(*)」の策定を促進するための情報提供を行います。	地域振興課

《目標指標》

目標指標	(平成 26 年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和 7 年度)
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	20.8%	—	50%
待機児童の解消	28 人 (平成 27 年 4 月 1 日)	0 人 (令和 2 年 4 月 1 日)	0 人
男性市職員の育児休業取得率	0 %	0 %	5 %
男性市職員の配偶者の分娩補助休暇取得率	85%	80%	90%

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 家事・育児・介護における男女共同参画について理解を深めましょう。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用しましょう。
- 事業所は、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組みましょう。
- 事業所は、育児休業、看護・介護休暇、短時間勤務などの制度を利用しやすい雰囲気づくりに努めましょう。



基本方針3 女性の活躍支援

《現状と課題》

人口減少が続く中、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、女性の個性と活力が十分に発揮されることが重要です。

ところが、職業生活の面において、男女雇用機会均等法の制定から35年を経過した現在もなお、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の実質的格差が残っています。また、出産を機に退職した女性が、子育てが一段落した後、再就職を希望しても就職できない女性も多く、再就職できた場合も、その多くはパート・アルバイト等の非正規雇用であり、働く時間・日を選べるという利点がある一方、必ずしも意欲と能力に応じた職責が与えられる雇用形態とは限らない状況となっています。さらに、労働環境は急速に変化しており、一旦離職し、再就職するためには新たな技能を身につけるなどの能力向上も求められます。

また、都道府県労働局が設置する総合労働相談コーナーへの相談件数において、職場のいじめ・嫌がらせに関する相談は増加傾向にあり、令和元年度においては8万7570件と過去最高の件数となっています。

このような状況を踏まえ、国は、女性活躍推進法を改正し、女性の職業生活における活躍に関する取組や、ハラスメントのない職場づくりを推進するため女性活躍に関する行動計画の策定等が義務付けられる事業の範囲を拡大するほか、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止に関する国、事業主及び労働者の責務を定めるとともに、事業主に対してパワーハラスメント防止のための相談体制の整備等の雇用管理上の措置を義務付けました。

女性の活躍は、今後の経済成長を支える潜在力の活用という面だけに止まらず、市民活動分野においても新たな時代を切り開いていく上で極めて重要です。平成23年の東日本大震災において、避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等の限定された無報酬の仕事を割り振られるといった問題が発生しました。

防災対策においては、女性の視点を含め、あらゆる角度からの意見を反映させることが重要です。地域防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がいのある人、小さな子どもを抱えた親など避難に困難を伴う人も参加しやすいような訓練の日程・会場・方法等を検討する必要があります。

また、子どもたちと学校、地域が一体となった防災訓練の実施を検討していくことも重要です。

第4章 目標実現に向けた施策の推進

《施策の内容》

①女性活躍推進法に基づく取組の実施（守口市の推進計画）

具体的な施策	内容	担当課
女性活躍推進計画の策定	女性活躍推進法に基づき、国の基本方針等を勘案して、「守口市女性の職業生活における活躍についての推進計画」を策定し、政策を推進します。	人権室
女性活躍推進法に規定される事業主行動計画の策定	市役所は、事業所の一つとして、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についてを分析し、女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率の目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」を策定し、取り組むとともに、その状況を定期的に公表します。	人事課
	事業所へ、「事業主行動計画」の策定に向けた啓発を行います。	地域振興課
女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置	相談・助言体制の一層の充実を図ります。	生活福祉課 地域振興課 人権室
職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備	本計画基本方針1－②、基本方針2－①②③④、基本方針3－②、基本方針4－③	関係各課

②女性人材の育成、女性の再就職への支援の推進

具体的な施策	内容	担当課
女性チャレンジ事例の紹介	一歩を踏み出すためのヒントとなるよう、女性が生き生きと輝いて働いている、起業している身近な事例を紹介しています。	地域振興課
女性の能力開発の支援	他機関が実施している女性の能力開発やスキルアップを図るための講座や講習会等についての情報提供を行います。	地域振興課 生涯学習・スポーツ振興課
相談体制の整備	就労や起業を希望しているが、就労に結びつかない方に対して、支援相談員等による相談支援を行います。	地域振興課 生活福祉課
女性の起業についての情報提供	起業セミナー等の実施など、女性の起業についての情報を提供します。	地域振興課

③男女共同参画の視点を取り入れた防災活動の促進

具体的な施策	内容	担当課
女性の視点に配慮した防災対策の立案・実施	女性の視点に配慮した地域防災計画の策定や施策を推進します。	危機管理室
女性に配慮した避難対策、避難所の開設・運営体制の整備促進	女性のニーズに配慮した避難、避難所の開設・運営・管理の体制整備を促進します。そのため、地域における避難訓練、避難所開設訓練の実施を支援します。	危機管理室
自主防災活動への男女共同参画の促進	地域の自主防災活動に女性の参画を促進するよう、啓発を行います。また、小さい子を抱えた親、障がいのある人、高齢者も参加しやすい防災訓練の実施を推進します。	人権室 危機管理室

《目標指標》

目標指標	(平成27年度)	現状値 (令和2年)	目標値 (令和7年度)
防災会議における女性委員の割合	21.9%	12.5%	30%

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 事業所は、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など労働関係法令における労働者の権利について熟知し、法を遵守しましょう。
- 事業所は、女性活躍推進法に規定される事業主行動計画を策定しましょう。
- 地域は、女性をはじめ高齢者、障がいのある人、小さな子どもを抱えた親、在住外国人など支援の必要な人の視点を踏まえて、防災対策の立案や防災訓練を実施しましょう。



基本目標2. 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本方針4 あらゆる暴力根絶のための社会づくり

〈現状と課題〉

男女が平等でお互いの尊厳を重んじ、対等な関係を構築することは、男女共同参画社会の形成において大切なことです。

中でも、身体的、経済的に不利な立場におかれやすい女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力、デートDV、セクシュアルハラスメント、売買春、ストーカー行為などがあげられます。近年、インターネット上のコミュニケーション・ツールを利用した性犯罪、リベンジポルノ(*)やAV出演強要(*)、中高生が性暴力被害に遭う危険が伴う「JKビジネス(*)」など女性に対する暴力はさらに多様化しており、特に若年層に向けた啓発は喫緊の課題です。

また、若年層はもとよりあらゆる世代において、「性的同意」については、その有無が性暴力・性犯罪となるか否かという重大な問題です。性的同意も含めて、常日ごろから相手を尊重することが重要で成長に応じた性教育、人権教育が重要です。

セクシュアルハラスメントの被害は、職場や地域、学校などさまざまな場所で発生しています。市民意識調査(P23、図27参照)では、セクシュアルハラスメント行為のうち「地位や権限を利用して性的関係を迫る」については、約8割が該当すると回答しているものの、他の項目は概ね5割程度となっており、セクシュアルハラスメントについての認識は高いとはいえ、幼少期からの教育や啓発が重要です。

職場においては、妊娠や出産を理由にした解雇、妊娠後の降格、妊娠・出産に伴う労働制限や産前産後休業・育児休業等が業務に支障をきたすという理由での、精神的・肉体的な嫌がらせを行い、退職を促すなどのマタニティハラスメントの事例があがっています。

学校等においては、担任が産前産後休暇や育児休暇をとることへの不満が保護者からあがることもあり、保護者への意識啓発も必要です。

また、近年、育児不安を抱える親が増加しており、一人で育児を担うことで精神的に追い詰められ、虐待に至ってしまうということも少なくありません。こうした児童虐待は、被害が潜在化し発見しにくい場合が多いことから、虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう、関係機関との連携を充実・強化する取組が求められます。

一方、コロナ禍(*)では外出自粛や休業などによる、生活不安、ストレスによる配偶者からの暴力等に関する相談が増加傾向にあり、深刻な問題となっています。

児童虐待や高齢者・障がいのある人への虐待、また言葉の暴力を含む男女間のあらゆる暴力も人権侵害であることを広く周知し、いかなる暴力も決して許さないという意識を社会全体で共有していくための対策が必要と言えます。

加えて、女性のみならず、男性やLGBT(*)など性的マイノリティにも被害者があることをすべての人が十分認識することが大切です。

《主な取組》

①暴力根絶に向けた啓発の推進

具体的な施策	内容	担当課
あらゆる暴力根絶のための啓発の充実	性暴力を防止するため、講演会や講座を開催や広報もりぐちをはじめとするさまざまな媒体により啓発を行います。	人権室
	人権教育計画に基づく人権教育の総合的な推進を図ります。	学校教育課
	学校及び認定こども園等における性暴力に関する予防教育の推進に努めます。	学校教育課 こども施設課
	携帯電話を媒体としたいじめ・性被害の予防教育に努めます。	学校教育課

②さまざまな暴力に対する支援の充実

具体的な施策	内容	担当課
暴力根絶に向けた地域の取組の促進	地域住民や関係団体、警察署等と連携・協力して、地域を中心とした暴力根絶に向けた活動を促進します。	危機管理室
児童虐待防止に向けた取組の推進	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、適切な一時保護、切れ目のない支援の確立に向けて、庁内関係課及び大阪府子ども家庭センター等の関係機関が連携して、総合的な児童虐待防止対策を推進します。	子育て世代包括支援センター
情報提供・啓発の充実	さまざまな暴力を防止するための情報提供、啓発を行います。	人権室 学校教育課
相談支援の充実	関係各課において相談を実施するとともに、相談窓口について広報もりぐち、ホームページやFMもりぐち等を通じて周知に努めます。	関係各課 人権室

③セクシュアルハラスメント防止対策の推進

具体的な施策	内容	担当課
関係機関との協力・連携の強化	府の相談窓口を紹介するなど連携を図ります。	人権室
	守口市公正職務等審査委員会との連携により、対策の推進を図ります。	人事課
市役所・学校における	市職員・教職員等に対して、ハラスメント防止に関する	人事課

第4章 目標実現に向けた施策の推進

ハラスメント防止体制の整備	研修を実施するなど、市役所・学校におけるハラスメント防止体制を整備します。	学校教育課
防止のための啓発活動の推進	講演会、講座の開催や冊子等を利用し、広く啓発に努めます。	人権室 生涯学習・スポーツ振興課
事業所におけるハラスメント防止の啓発	事業主に対して、ハラスメント防止に関する啓発研修への参加を呼びかけます。	地域振興課

《目標指標》

目標指標	(平成26年度)	現状値 令和元年度	目標値 (令和7年度)
市職員向けセクシュアルハラスメント研修実施回数	(全職員対象) 1回	4回	(職階級別に実施) 合計4回

《市民・地域社会・事業所の取組》

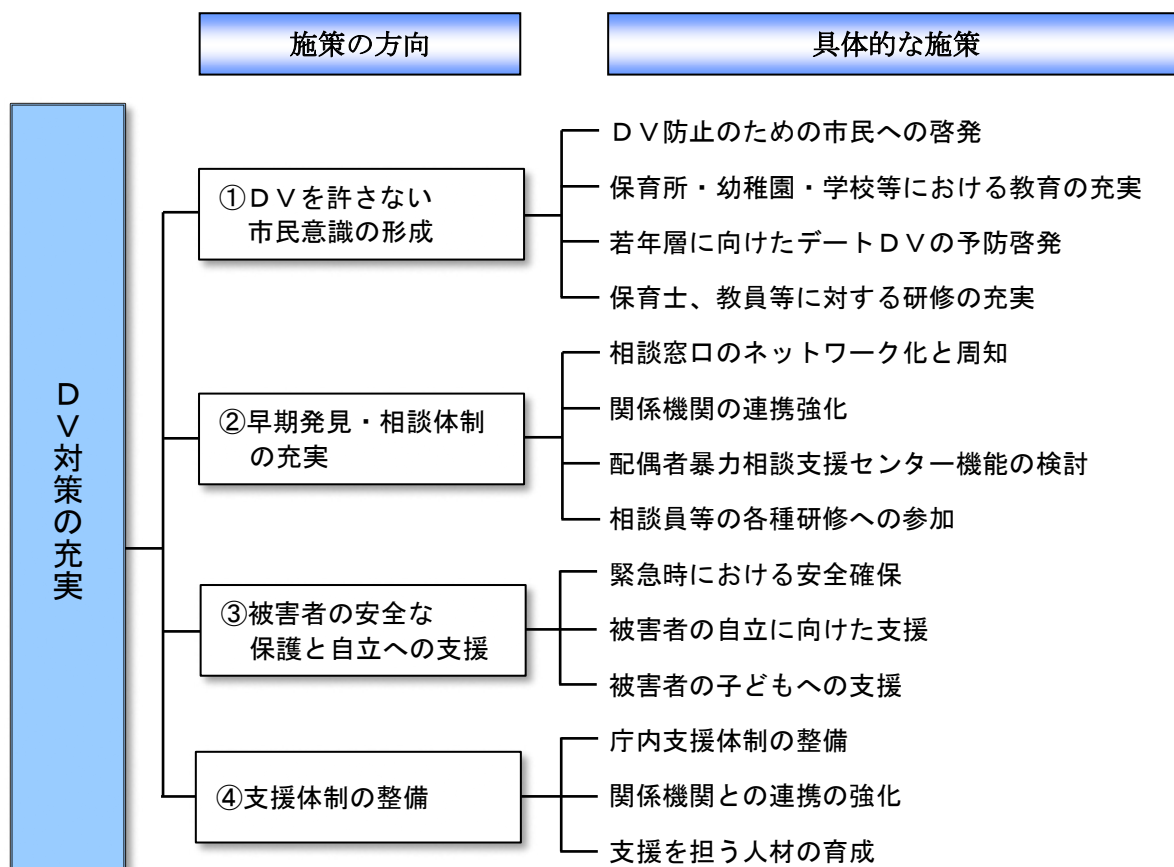
- 家族や恋人等の親しい関係でも、暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪になり得るということを認識し、暴力被害について思い当たることがあれば、相談機関等に相談しましょう。
- 地域は、地域に住む子どもから高齢者までさまざまな人に目を向け、行政や関係機関等と連携し、差別的な事象や虐待・暴力防止に協力して取り組みましょう。
- 事業所は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に取り組みましょう。



基本方針5 DV対策の充実（守口市DV対策基本計画）

この「基本方針5」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「守口市の基本計画」と位置付けます。

《守口市DV対策基本計画の体系》



【解説】DVの種類 …DVは身体的暴力ではありません。

- *身体的暴力 ⇒ 叩く、なぐる、足でける、突き飛ばす、物を投げておどす など
- *精神的暴力 ⇒ 大声で怒鳴る、長時間無視する、電話やメールを無断でチェックする、命令口調でののしる、いやがることを言う など
- *性的暴力 ⇒ 嫌がっているのに性的な行為を強要する。見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる など
- *経済的暴力 ⇒ 生活に必要なお金を渡さない など
- *社会的暴力 ⇒ 携帯電話やパソコンを持たせない、外出先や電話の相手を細かくチェックする、交友関係を細かく管理する、親兄弟から隔離したがる など
- *子どもを巻き込む暴力⇒ 子どもの前で暴力を振るう・ののしる・バカにする、子どもに悪口をふきこむ など

《現状と課題》

DVは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

警察庁によると、平成30（2018）年において、全国でDVを受けた被害の相談等件数は77,482件で、平成13（2001）年の「DV防止法」が施行されて以降、最多となっています。

市民意識調査において、DV行為に該当する14項目をあげて、DVだと思うものを尋ねたところ、身体的暴力の項目については多くの人がDVであると認識しているものの「心配や不安な気持ちをつまらないうことだと決めつける」や「相談しないで、一方的にととても大切なことを決める」などの行為は3割に満たない状況でした（P18、図20参照）。

DV被害にあった場合には、「相談しても無駄だと思うから」や「どこに相談していいのかわからないから」という理由で、1割の人が「だれにも話さず、どこにも相談しないと思う」と回答しています（P19、図21・図22参照）。

また、若年層の意識調査では、交際相手からの束縛や暴力を受けるデートDVについて尋ねたところ、デートDVの内容をある程度知っていたという回答が大学生ではほぼ5割で（P20、図23参照）、デートDVに該当する10項目をあげて、デートDVだと思うものを尋ねたところ、ここでも市民意識調査と同様に身体的暴力の項目についてはDVであるとの認識は高い状況ですが、「誰とどこにいたのかいつも聞く」「メールや携帯電話の着歴を細かくチェックする」などの社会的暴力の項目については4割に満たない状況となっています（P21、図24参照）。一方、大学生でデートDVの被害にあったことがあるのは、女性で4割弱、男性で約3割となっており、そのときの気持ちとしては「それも愛情だと思った」が最も多く、デートDVの認識がない人も多いことがうかがえます（P22、図25・図26参照）。本市では、DVやデートDVについて、講座の開催、パンフレットの配布等により啓発を行っていますが、将来DVの被害者、加害者に移行することがないように若年層に向けた啓発を充実させることが重要です。

DVは、親密な間柄で行われるため、加害者の罪の意識が薄く、被害者は我慢してしまう傾向があると言われています。そのため、周囲が気づいたり、被害者が相談するまで被害が拡大する恐れがあり、早期に安心して相談できる体制づくりと相談窓口の周知が必要です。

さらに、DV被害者は、被害にあったことにより深く傷つき精神的に課題を抱えている場合も多く、回復までに多くの時間を要することから、被害者に寄り添ったきめ細かな支援が必要です。DV被害者への支援にあたっては、安全・安心を第一と考えることが重要であり、ノウハウを持った民間支援団体等を含めたネットワークを構築するとともに支援に携わる者の資質向上に努め、支援の充実を図ることが有効です。

また、子どもがいる家庭の場合、子どもはDV被害に巻き込まれます。目前で暴力を見ると（面前DV）、直接DV加害者から暴力を受けることやDV被害者からも暴力を受けることがあり、大きな影響を受けることとなります。子どもに対する支援は、関係機関と十分連携し、子どもが安心して生活できるよう継続的に行うことが重要です。

≪施策の内容≫

①DVを許さない市民意識の形成

具体的な施策	内容	担当課
DV防止のための市民への啓発	DV防止啓発冊子、ホームページや市広報誌などにより、DV防止のための啓発を行います。	人権室
	DV防止を含む人権にかかわる研修会、セミナーなどを実施します。	人権室
学校及び認定こども園等における教育の充実	学校及び認定こども園等において、幼少期から、人権や性暴力に関する知識を習得し、被害にあわない、暴力をふるわない教育を推進します。	学校教育課 こども施設課
若年層に向けたデートDVの予防啓発	市内の中学生に対して保健体育等の時間に、デートDV防止についての授業を行います。	学校教育課
	市内高等学校、大学への啓発冊子の配布や出前啓発講座を行います。	人権室
保育士・教員等に対する研修の充実	学校及び認定こども園等において、子どもたちに性暴力やDV防止に向けた適切な教育が行えるよう、保育士・教員等に対する研修を充実します。	教育センター こども施設課

②早期発見・相談体制の充実

具体的な施策	内容	担当課
相談窓口のネットワーク化と周知	府、市、民間機関の相談窓口の周知を図るとともに、相談支援のネットワーク化に努めます。	人権室
関係機関の連携強化	すみやかな対応を図るため、関係機関の連携強化を行います。	関係各課
配偶者暴力相談支援センター機能の検討	配偶者暴力相談支援センター機能の整備について検討します。	人権室
相談員等の各種研修への参加	DV被害者の支援に携わる相談員等に対して研修に参加する機会をつくり、資質の向上を図ります。	人権室 関係各課

③被害者の安全な保護と自立への支援

具体的な施策	内容	担当課
緊急時における安全確保	緊急時には、関係機関との連携を図り、適切に対応します。	人権室 関係各課
被害者の自立に向けた支援	被害者の状況に応じて、各種制度の利用により生活再建が図れるよう適切な支援を行います。（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法による制度）	関係各課
	ハローワークと連携し、被害者の状況に応じた就労支援を行います。	地域振興課

第4章 目標実現に向けた施策の推進

被害者の子どもへの支援	就学や保育について、被害者の状況に応じて柔軟に対応するとともに、手続きなどの支援を行います。	こども施設課 学校教育課
	DVを目撃した子どもについては、適切な機関と連携して、心のケアに努めます。	子育て世代包括 支援センター 学校教育課

④支援体制の整備

具体的な施策	内容	担当課
庁内支援体制の整備	庁内組織の守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会を開催し、関係課と円滑な支援が行えるよう体制の充実を図ります。	人権室 関係各課
関係機関との連携の強化	大阪府や民間支援団体を含む関係機関等との連携を強化します。	人権室 子育て世代包括 支援センター 関係各課
支援を担う人材の育成	DV被害者の支援に関する研修への積極的な参加を促し、支援を担当する者の資質向上に努めます。	人権室 関係各課

《目標指標》

目標指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (令和7年度)
「DV」という言葉を知っている人の割合	女性：81.4% 男性：78.1%	女性：100 % 男性：100 %
「デートDV」という内容をある程度知っている若者の割合	高校生：37.8% 大学生：49.1%	高校生：70 % 大学生：80 %

《市民・地域社会・事業所の取組》

- どんな行為や言動がDVやデートDVであるのかについて、知識を深めましょう。
- DVやデートDVは、重大な人権侵害であり犯罪になり得ることを認識し、暴力を許さない気持ちを強く持ちましょう。
- DVやデートDVの被害を受けた場合は、一人で悩まずに関係機関等に相談しましょう。

基本目標3. 男女共同参画意識の醸成

基本方針6 男女平等・男女共同参画意識の確立に向けた啓発

〈現状と課題〉

男女共同参画基本法や守口市男女共同参画推進条例では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しています。

しかし、現実には男女が社会のあらゆる場面で平等に参画し、利益を享受しているとはいえない状況となっています。

市民意識調査によると、社会のさまざまな場面における男女の平等感について、平成15（2003）年調査と比べると、「社会通念・慣習・しきたり」「家庭生活の場」については「男性優遇」と考える人の比率が若干低下しており、少しずつではあるものの男女平等が進んでいることがわかりますが、依然として「政治の場」「職場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」において男性優遇感が強い状況です（P16、図18参照）。

一方、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担の考え方（P15、図17参照）については、市民の37.2%が賛成しており、これを平成15（2003）年調査と比べると、賛成派の比率は、男性はほぼ同じ、女性は5.1ポイント上昇しており、意識が逆行しているようにうかがえます。

性別による固定的な役割分担意識は、女性だけでなく男性にも負担になっている場合があります。男性であるため、長時間労働が当たり前とみなされ、その重圧が心身の負担になっていることもあります。

本市ではこれまで、講演会や講座を実施し、広報もりぐちや市ホームページを活用するなど、機会あるごとに啓発を行ってきました。今後も若年層や幼児を対象とした催しに参加する保護者をターゲットとした啓発をするなど、さらに工夫をして幅広い市民への働きかけが必要です。

また、事業所においては、法制度の整備に伴い、仕事と家庭生活の両立に向けての育児休業、看護・介護休暇等の各種制度が設けられてきましたが、男性や非正規雇用の人など、現実には利用しない、できない環境におかれている人も少なくありません。

また、女性の再雇用や管理職登用促進など課題も多く、職場における男性優遇感はまだまだ根強いことが女性の活躍を拒んでいる場合もあります。

男女共同参画を推進するためには、さらなる事業所の理解と協働が重要です。

第4章 目標実現に向けた施策の推進

《施策の内容》

①多様な啓発活動の推進

具体的な施策	内容	担当課
「守口市男女共同参画推進条例」の周知促進	さまざまな機会を捉えて、幅広い市民へ働きかけ、「守口市男女共同参画条例」の周知を図ります。	人権室
男女平等・男女共同参画に関するわかりやすい広報・啓発の推進	広報もりぐち、市ホームページ、FMもりぐち、啓発冊子、ポスター、フェイスブック等を利用して、男女平等や男女共同参画に関する広報・啓発を充実します。	人権室
	「男女共同参画週間(*)」「男女雇用機会均等月間」「人権週間」等、さまざまな機会を捉えて、広報・啓発を行います。	人権室 地域振興課
行政組織内への啓発・連携	庁内組織の連携強化と関係機関との連携協力体制を図ります。	人権室
	職員に対する男女共同参画推進のための研修の充実を図ります。	人事課

②男女共同参画に関する情報の収集・提供の推進

具体的な施策	内容	担当課
多様な媒体を利用した情報提供の推進	広報もりぐち、市ホームページ、FMもりぐち、啓発冊子、ポスター、フェイスブック等を利用して、男女共同参画に関する情報提供を行います。	人権室
男女共同参画に関する資料・情報等の収集と活用	男女共同参画に関する各種図書、資料、DVD等を整備し、市民が学習できる機会を充実します。	人権室 生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課
調査研究の充実	国や府及び本市の意識調査等により、男女共同参画について調査研究し、施策に反映していきます。	人権室

《目標指標》

目標指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (令和7年度)
「男は仕事、女は家庭」という考えに反対する割合	44.9% (市民意識調査結果)	60%以上

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 市民一人ひとりが人権について関心を持ち、身近な慣習や行事等に潜む固定的な性別役割分担について、考えましょう。
- 男女共同参画や人権に関する講座やイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 事業所は、男女共同参画に関する研修等を行い、男女共同参画の考え方の必要性を従業員に周知しましょう。

基本方針7 男女共同参画に向けての教育・学習の推進

《現状と課題》

男女がお互いの人権や個性を尊重し、対等なパートナーとしてさまざまな分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画や自立の意識を持つことが不可欠であり、教育・学習が果たす役割は極めて大きいといえます。

市民意識調査によると、子どもの育て方として、「女の子らしく、男の子らしく」と考える人は7割強と多数を占めています（P17、図19参照）。

子どもが男女平等意識を身につけるためには、幼児期から発達段階に応じた男女共同参画の視点にたった育児・保育・教育が大切です。保育士・教職員を含む子どもにかかわる者が無意識に男女の性差別観を子どもたちに植えつけないよう、効果的な啓発や研修の実施が重要です。

また、地域に根ざした形で、男女共同参画に関する学習の機会を提供することなど、より多くの市民に理解を促すことが大切です。

《施策の内容》

①男女平等・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

具体的な施策	内容	担当課
家事・育児を両性で担う意識啓発	講演会、講座をはじめ、広報もりぐち、市ホームページ、FMもりぐちなどの媒体により啓発を行います。	人権室
家事・育児関連講座・相談等の拡充	両親教室を実施します。	健康推進課
	父親を対象にした育児に関する講座を開催します。	子育て世代包括支援センター
	育児に関する相談の充実を図ります。	子育て世代包括支援センター こども施設課

第4章 目標実現に向けた施策の推進

②男女平等・男女共同参画の視点に立った学校教育等の推進（認定こども園等を含む）

具体的な施策	内容	担当課
男女平等教育の推進	認定こども園等における就学前の子どもに対する発達段階に応じた、男女共同参画の視点に立った保育及び教育の実施に努めます。	こども施設課 学校教育課
	小・中学校等における、発達段階に応じた計画的な指導を行います。	学校教育課
	小・中学校等における慣行・制度を見直すとともに、男女平等教育を推進します。	学校教育課
	保育、教育の場において、無意識に男女の性差別観を子ども達に植え付けていないかなどの定期的な見直し及び是正を行います。	こども施設課 学校教育課
多様な選択を可能にする教育・学習の推進	小・中学校等において、男女平等教育を視点においたキャリア教育(*)の実施を推進します。	学校教育課
	性別にとらわれず、男女が主体的な選択を可能にするための個性や能力を尊重した進路・生徒指導を行います。	学校教育課
教職員・保育士への研修の実施	保育士・教職員等を対象に男女平等・男女共同参画についての研修を実施します。	こども施設課 学校教育課

③男女平等・男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

具体的な施策	内容	担当課
男女共同参画意識を高める生涯学習講座の拡充	男女共同参画に関する講座の開催と、男性参加者の拡大に努めます。	人権室 学校教育課
	人権教育講座を開催し、市民の人権意識の高揚を図ります。	人権室 学校教育課
	働いている男女が参加しやすい曜日・時間帯に講演会や講座を提供します。	関係各課
自主学習への支援	男女共同参画に関する図書の充実に努めます。	生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課
	市内各公共施設において、市内外で行われている講演会・講座などの情報提供を充実します。	人権室 生涯学習・スポーツ振興課 関係各課

《目標指標》

目標指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (令和 7 年度)
守口市男女共同参画推進条例の認知度	3.1%	35%

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 家庭や地域は、子どもの性別にとらわれず、一人ひとりの個性や特性に応じて、子どもと接しましょう。
- 性別にとらわれず、自分の可能性を追求して進路選択を行いましょう。
- 男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深めましょう。
- 地域団体等は、男女共同参画の視点にたって運営されているかを点検しましょう。



基本方針8 メディアにおける人権尊重

《現状と課題》

私たちは、情報が氾濫している中で生活していますが、メディアが人々の考えや行動に与える影響は極めて大きいものです。女性の性的側面のみを強調したり、女性を暴力行為の対象としてとらえたりするメディアにおける表現は、女性に対する人権侵害であり、男女共同参画を推進する上で大きな阻害要因の一つとなります。

また、近年、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、DVD、ゲーム等のバーチャル分野における性・暴力表現も問題となっています。

子どもや女性が犯罪に巻き込まれることもあり、発信する側として、情報発信の危険性をしっかり認識しておくことが重要です。また、受信する側としては、メディアからの情報を主体的に選択し、読み解く能力（メディア・リテラシー）(*)を高める必要があります。

特に子どもが安心・安全にSNSやインターネットを利用するためには、保護者の対応も重要になってきます。今後も、さまざまな状況に対応できるようメディア・リテラシー等に関する講座・研修を効果的に実施する必要があります。

また、広報もりぐち等、市が作成する刊行物においては性別による固定的な役割分担に基づく性表現の点検・見直しを行っていますが、さらに性的マイノリティの人権に配慮することも必要です。

《施策の内容》

①女性の権利を尊重した表現の推進

具体的な施策	内容	担当課
性別にとらわれない表現の推進	市が作成する刊行物、ポスター、チラシ等は、性別による固定概念にとらわれない表現を用いて、作成します。	関係各課

②メディアからの情報を読み解き、発信する能力の育成

具体的な施策	内容	担当課
メディア・リテラシー向上のための学習機会の提供	メディア・リテラシーに関する授業・講座等を開催し、子どもや市民のメディア・リテラシーの向上に努めます。	学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課 人権室
有害環境対策の推進	性的感情、暴力性を助長するような有害図書・DVD及び喫煙・飲酒・薬物乱用等悪影響を及ぼすことについて、大阪府の担当課と連携して、環境の改善を図ります。	コミュニティ推進課
情報モラル教育の推進	子どもの発達段階に応じて、情報を主体的に選択・活用できる能力の向上を図る教育を実施します。	学校教育課

《目標指標》

目標指標	(平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
メディア・リテラシー向上のための講座等開催	1回	4回	5回

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 一人ひとりが、メディアからの情報を主体的に選択し読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めましょう。
- 家庭では、子どもをインターネット上にあふれる有害情報やいじめから守るため、子どもが利用する携帯電話等のフィルタリング機能を利用しましょう。
- メディア産業に関連する事業所は、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等を含め、自主規制等の取組を推進するとともに、表現の自由を十分尊重したうえで、流通・閲覧等に関する対策を検討しましょう。
- 事業所は、従業員等への配布物や情報提供において、不適切な性的表現や暴力的表現を用いていないか、点検しましょう。



基本方針9 多文化共生の視点を踏まえた男女共同参画の推進

《現状と課題》

本市には、令和元（2019）年12月31日現在、2,699人の在住外国人がいます。

在住外国人の方へ市の情報を提供するために、外国語版の行政・生活情報の配布、市ホームページの3か国語対応などの支援を行っています。

しかし、言語の違い、文化・風習・価値観の違いなどから、在住外国人が孤立したり、教育、医療、住居、就労、防災などの生活場面において、困難が生じることもあります。

特に、在住外国人女性は、女性であるがゆえに複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

これまで市では、友好訪問団の派遣・受入れや姉妹・友好都市の中国・中山市やカナダ・ニューウエストミンスター市との交流などを通して異文化を相互に理解し、市民の国際感覚の向上を図ってきました。

在住外国人が、安心して暮らし、地域の一員として、地域活動やまちづくりに積極的に参加・参画できるよう、お互いの文化や生活習慣の違いを認め合う意識の向上や幅広い情報の提供を行う必要があります。

また、さまざまな国の人々と共生するため、通訳ボランティア等と連携して、在住外国人にとっても住みやすい守口を目指すことが重要です。

《施策の内容》

①多文化理解と交流の推進

具体的な施策	内容	担当課
国際理解の促進	関係団体との協働により、イベントや各種講座を開催し、市民の国際理解を促進します。	地域振興課
国際社会の男女平等・男女共同参画に関する理解の促進	男女共同参画に関する国際社会の動向についての情報提供や啓発を行います。	人権室
国際交流の推進	友好訪問団の派遣・受入れ及び、姉妹・友好都市との交流を図ります。	地域振興課

②在住外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

具体的な施策	内容	担当課
在住外国人への窓口対応の充実	外国人対象の相談コーナーを設置します。公共施設等の看板及び標示の多言語化を行います。	地域振興課 関係各課
多言語による行政・生活情報の提供	在住外国人に対して、行政・生活情報などの外国語版を配布します。	地域振興課 人権室
	市ホームページを英語、中国語、韓国語の3か国語対応とします。	広報広聴課
	外国人情報コーナーを設置します。	地域振興課 広報広聴課
在住外国人への日本語教室、講座の開催	日常生活に必要な日本語の習得や国際交流を図るため、地域のボランティアによる日本語教室の実施を推進します。	地域振興課
生活相談の充実	外国人女性等の子育てをはじめとする生活相談に応じる体制を整備します。	関係各課

《目標指標》

目標指標	(平成30年度)	目標値 (令和7年度)
国際ボランティア（守口市国際交流友の会）外国人のための日本語教室、多文化理解講座の参加者数	延べ1,470人	増加

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 在住外国人と積極的に交流しましょう。
- 外国人と文化や生活習慣、価値観の違いを理解しましょう。
- 在住外国人は、地域の一員として、日本の文化や価値観を学びましょう。
- 在住外国人が孤立しないよう、配慮しましょう。

基本目標4. 誰もが安心・安全に暮らせる環境整備

基本方針10 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

《現状と課題》

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。とりわけ、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

性別による特性を踏まえた上で、女性自身の主体的生き方を尊重するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）(*)の視点で、子どもを産む・産まないに関わらず、乳幼児期から高齢期に至るまで、人生のあらゆるステージに応じた健康支援を図る必要があります。

本市では、妊娠中や出産後の子育てに不安を感じたり、悩んだりしている人に対する希望者への訪問や、新生児全戸訪問の実施により、安心して子育てができるよう相談体制の充実に努め、支援を行っています。

近年、働きながら妊娠や出産を迎える女性も増えており、働く場において女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備やパートナーのサポートなどは、生涯を通じた女性の健康の保持増進等の観点からも重要な課題です。

本市においては、乳がん検診、子宮がん検診など女性特有のがん検診をはじめとする各種がん検診や、生活習慣病予防のための特定健康診査、妊婦健康診査など各種健康診査を実施しています。また、ライフステージに応じた健康教育、健康相談も実施しています。

しかし、がん検診の受診率が低い（平成30（2018）年度の乳がん検診受診率11.2%、子宮がん検診の受診率11.6%）ことから、がん検診や特定健康診査についての受診率向上をめざした啓発活動のより一層の工夫が必要です。

一方、性の問題では、幼少期から年齢に応じた正しい性教育が重要であり、併せて、LGBTなど性的マイノリティについて理解を深めるための教育や啓発が必要です。

《施策の内容》

①男女の性に関する正しい理解の促進

具体的な施策	内容	担当課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の浸透	生涯にわたり「性と生殖に関する健康と権利」の浸透を図るため、性に関する相談機会や情報提供の充実を図ります。	人権室 健康推進課
	学校及び認定こども園等における人権尊重の精神に基づく年齢に応じた適切な保育と性教育を実施します。	こども施設課 学校教育課
H I V／エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及	講座やパンフレットを通じて広く市民に啓発します。	人権室 健康推進課
	小・中学校等における年齢に応じた適切な教育を実施します。	学校教育課

②妊娠・出産期における心身の健康保持と子どもの保健・医療の推進

具体的な施策	内容	担当課
母子保健事業の実施	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、新生児・妊産婦訪問指導、乳幼児健康診査、母と子の健康・栄養相談・子育て教室等を実施します。	子育て世代包括 支援センター
妊娠・出産を支えるための学習支援	男女ともに妊娠・出産に関する知識を習得するための両親教室（プレパパ&プレママ教室）を実施します。	子育て世代包括 支援センター
事業者に対する妊産婦等への配慮の周知・啓発	働きながら安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦等の心身の健康保持増進への配慮について、事業者に対し周知・啓発を行います。	地域振興課
妊婦や子育てにやさしいまちづくりの推進	マタニティマーク等の普及、妊婦や子育て世帯にとって優しい施設や妊婦が外出しやすいまちづくりを推進します。	子育て世代包括 支援センター 関係各課
小児医療に関する情報の提供	広報もりぐちや市ホームページ等、さまざまな媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や相談等の情報提供を充実し、周知に努めます。	健康推進課

第4章 目標実現に向けた施策の推進

③ライフステージ（生涯各時期）に応じた心身の健康づくりの推進

具体的な施策	内容	担当課
思春期における心身の健康保持	ライフスタイル、食事、運動、低体重（やせすぎ）・肥満、喫煙等のリスクなど生涯を見通した健康な体づくりに関して、学校と連携して啓発を行います。	健康推進課 学校教育課
成人期・高齢期における心身の健康保持	生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図ります。	健康推進課
	市民総合（特定）健康診査、各種検診（乳がん検診、子宮がん検診を含む）の実施と受診率向上の取組を推進します。	健康推進課
	健康相談・健康教育を充実します。	健康推進課
	自殺予防のための相談支援や心の健康保持増進を図ります。	健康推進課
健康被害の防止	喫煙、飲酒等が健康に及ぼす影響について、啓発を行います。	健康推進課

《目標指標》

目標指標	(平成28年度)	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和7年度)
乳がん検診の受診率	14.5%	11.2%	50.0%
子宮がん検診の受診率	11.7%	14.6%	50.0%

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 人生のライフステージに応じたお互いの身体を理解しましょう。
- 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくる子どもについて理解を深めるため、男性も子育て教室等へ参加し、積極的に学びましょう。
- 自らの健康に関心を持ち、がん検診や健康診査を進んで受けましょう。
- 喫煙や飲酒、薬物など健康を脅かす問題について、正しく理解しましょう。
- 地域住民による主体的な健康づくり活動を進めましょう。
- 事業所は、積極的に従業員の母性保護に取り組みましょう。

基本方針 11 さまざまな困難を抱えた人が安心して暮らせる 環境の整備

《現状と課題》

社会経済情勢の変化の中で、貧困、教育・就労等の機会を得られない、地域での孤立など、さまざまな生活上の困難に直面する人が増加しています。

また、コロナ禍(*)の影響による雇用情勢の悪化で、特に女性の非正規労働者に深刻な影響が出ており、ひとり親家庭などの暮らしは厳しさが増えています。

本市では、生活保護受給世帯数が年々増加し、生活保護受給率は府内市町村の中でも高いことから、母子世帯や高齢者、障がいのある人などが、働く意欲を持ち経済的にも自立した生活を送ることができるように支援する必要があります。

また、世帯規模の縮小やコミュニティ意識の希薄化など、家族や地域の相互扶助機能が低下している中で、さまざまな困難に直面し支援を必要とする人に対応したセーフティネット(*)の再構築が必要です。

今後は、高齢者や障がいのある人をはじめ、ひとり親家庭や生活困窮者等の複合的に困難な状況におかれている人の自立に向けた力を高める取組を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備を行う必要があります。そのために、市民が相談しやすい環境を整備し、関係課や関係機関、地域団体などと連携して支援に取り組むことが求められます。

また、相談をする際に、相談員等の不適切な言動により二次的被害を受けることがないよう、相談に携わる者は、正確な知識と正しい理解を身につけることが大切です。

さらに、施策を推進するに当たっては、性的マイノリティの人権に配慮することも重要です。

《施策の内容》

①子どもが育つ環境の整備

具体的な施策	内容	担当課
出産に関する経済的負担の軽減	経済的理由により、子どもを持つことをあきらめることがないよう、分娩費の支給により経済的負担の軽減を図ります。	子育て世代包括支援センター
子育てに関する経済的負担の軽減	児童手当、養育医療費、利用者負担額の軽減、小・中学校就学援助制度等の制度の普及を図ります。	子育て世代包括支援センター こども施設課 学校教育課
子育てバリアフリー(*)の推進	マタニティマークの普及、歩車分離等による歩行者の安全確保、公共施設における乳幼児便器の設置、及び「赤ちゃんの駅」を推進します。	道路公園課 総務部総務課 子育て世代包括支援センター

第4章 目標実現に向けた施策の推進

②高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的な施策	内容	担当課
学習・社会活動等への支援	高齢者が生きがいを持って、活躍できるよう社会参加活動や学習機会を提供します。	高齢介護課 生涯学習・スポーツ振興課 コミュニティ推進課
生活の安定と自立支援体制の充実	関係機関と連携して、低年金・無年金などについての相談支援を行います。	生活福祉課
	年齢にかかわらず働けるよう、高齢者の就業促進、能力開発のための支援を行います。	高齢介護課 生活福祉課 地域振興課
介護保険制度の円滑な運営	介護保険制度の着実な実施を図るとともに、介護サービスの充実を図ります。	高齢介護課
認知症やひとり暮らし高齢者への支援	認知症やひとり暮らしの高齢者が、社会から孤立することなく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、新オレンジプランに基づく取組を進めるとともに、住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを促進します。	高齢介護課

③障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備

具体的な施策	内容	担当課
障がいのある人への理解の促進	障がいを理由に差別されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現に向け、障がいや障がいのある人についての理解の促進を図る啓発や交流を実施します。	障がい福祉課 関係各課
障がいのある人が暮らしやすい生活環境の充実	障がいのある人が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上を図ります。	障がい福祉課 関係各課
自立支援体制の充実	関係機関と連携して、障がいのある人の就労を促進します。	地域振興課 生活福祉課
	障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスを実施します。	障がい福祉課

④複合的に困難な状況におかれている人への支援の充実

具体的な施策	内容	担当課
ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するための相談やネットワークづくりの支援の充実を図ります。	子育て世代包括支援センター
	生活に困窮しているひとり親家庭の自立を支援するため、手当の支給などにより生活の安定を図るとともに、学習機会の提供など就労支援を行います。	生活福祉課 子育て世代包括支援センター
	住居や子育て、医療等、総合的な支援を展開し、安心して親子が生活することのできる環境づくりを推進します。	生活福祉課 子育て世代包括支援センター
生活に困窮している人に対する自立の促進	生活に困窮している方に対して、生活や就労等の状況に応じた支援計画の作成などを、ワンストップ型の相談窓口で行い、自立に向けた総合的な支援を行います。	生活福祉課
性的マイノリティへの理解促進	性的マイノリティに対する偏見・差別の根絶に向け啓発活動を行います。	人権室
相談員に対する研修の充実	生活困窮者、性的マイノリティ等の人権に配慮し、適切な相談対応ができるよう、相談員の研修を行います。	人事課 関係各課

《目標指標》

目標指標	(平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
性的マイノリティの理解促進のための講座開催	0回	1回	増加

《市民・地域社会・事業所の取組》

- 生活上の困難な状況にある場合は、悩みを抱え込まず、民生委員などの身近な相談窓口や適切な機関に相談しましょう。
- 地域社会は、ひとり親家庭、高齢者、障がいのある人、生活困窮者、性的マイノリティなど、困難を抱えている人への理解を深めましょう。
- 市民・地域社会は、困難を抱えている人へ支援に関する情報提供や、適切な機関への相談を促しましょう。

第5章 計画の推進に向けて

1. 守口市男女共同参画推進条例に基づく施策の推進

「守口市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進します。

同条例では、市の責務、市民、事業者、教育関係者の役割を明記し、それぞれの役割を踏まえ、本計画の基本理念と基本目標を共有し、各施策について積極的に取り組んでいきます。また、市が実施する男女共同参画施策等について苦情その他の意見があるときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速に対応します。

2. 庁内体制

市では、守口市男女共同参画推進連絡会議を設置し、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に取り組むとともに、平成22（2010）年には守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会を発足させ被害者支援を行っています。今後さらに、連携を要する個別課題に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、組織の連携強化を図り充実に努めます。

3. 市民、事業所、民間支援団体等との協働と連携

男女共同参画社会の推進は、行政の力だけで達成できるものではありません。市民一人ひとりの意識向上と行動の変革、事業所の積極的な取組が重要です。

本計画を総合的・効果的に推進するため、市民、事業所と協働するとともに、相互に連携を図ります。また、DV支援など民間支援団体がノウハウを蓄積している分野においては、民間支援団体とも連携して取組を推進します。

4. 国・府等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国・府や他の自治体、関係機関との連携を図ります。

5. 計画の進捗管理

本計画の着実な実行に努めるため、計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて計画の評価を行い、その結果を公開します。

附属資料

用語説明

【あ行】

■育児・介護休業法

平成3（1991）年に公布された育児休業法が、平成7（1995）年に育児・介護休業法と改正されました。正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。平成21（2009）年の改正で、3歳未満の子どもを養育する労働者に対する「短時間勤務制度」の措置の義務づけや、労働者が希望した場合に残業を免除することが義務づけられました。この他、「子の看護休暇」の拡充や、育児休業の取得期間がこれまでの「子が1歳に達するまで」から、母親と父親がともに育児休業を取得する場合「子どもが1歳2箇月に達するまで」に延長する「パパ・ママ育休プラス」が創設されました。

■一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境整備について事業主の策定する計画のこと。平成21（2009）年4月1日より一般事業主行動計画の策定・届出義務がある事業主に対し、同計画の公表・従業員への周知が義務化されました。また、平成23（2011）年4月1日以降は、計画策定・届出の義務が101人以上に拡大され、100人以下の労働者を雇用する事業主が努力義務となっています。

■AV出演強要問題

モデルやアイドル等の勧誘に装い、同意されていない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じよう強要される被害に遭うことをいいます。

■NPO（Non profit Organization）

行政、企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織の略。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っています。

平成10（1998）年にNPOに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が成立しました。

■SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。

■M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

■LGBT

「性的マイノリティ」の項を参照

■エンパワーメント

個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になることをいいます。

■大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

LGBTなど性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣言された事実を、大阪府として公に証明する制度をいいます。

【か行】

■キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。端的には、「児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育」のことをいいます。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

■国際婦人年

昭和47(1972)年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50(1975)年を国際婦人年とすることが決定されました。また、昭和

51(1976)年～昭和60(1985)年までの10年間を「国連婦人の10年」としました。

■国連婦人の10年

昭和50(1975)年の第30回国連総会において昭和51(1976)年～昭和60(1985)年を「国連婦人の10年―平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる昭和55(1980)年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60(1985)年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

■固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

■コロナ禍

令和元(2019)年末からの新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行による災難や危機的状況のことをいいます。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失など総称した表現です。

■JKビジネス

女子高生(JK)による密着なサービスを売りにした商売のことをいいます。(簡単に割高なアルバイトと偽って女子高校生に性的な行為を要求することなど)

■ジェンダー(gender)

社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)といいます。

■ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)

国連の既存のジェンダー関連4機関(ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW))が統合され、平成23(2011)年1月に発足した国連機関です。

■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。平成19(2007)年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成22(2010)年6月には、一層の取組の決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれました。

■女子差別撤廃条約

昭和54(1979)年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、昭和56(1981)年9月に発効しました。平成26(2014)年6月現在、条約の批准国は188カ国であり、我が国は昭和55(1980)年7月に署名、昭和60(1985)年6月に批准しました。

【さ行】

■女性 2000 年会議（国連特別総会）

第 4 回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後 5 年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、平成 12（2000）年にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

■ストーカー行為

「ストーカー行為」とは、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまといを繰り返すこと。ストーカー事件の多発を受け、平成 12（2000）年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。

■性的マイノリティ

性的少数者やセクシュアルマイノリティともいい、体の性と心の性が一致しない性同一性障害の人や、同性を恋愛の対象とする同性愛の人、同性と異性の両方を恋愛の対象とする両性愛などの人たちのことをいいます。性的マイノリティの人達に対する社会の理解は不足しており、家庭・学校・職場・地域などあらゆる生活の場で、依然として多くの誤解や偏見があり、親しい家族からも理解されにくい、生きづらさを感じる人が多く、自殺を考えるなど、追い詰められてしまう人も少なくありません。

なお、性的マイノリティを限定的にさす言葉として「LGBT」があります。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称であり、他の性的マイノリティは含みません。

■世界女性会議

昭和 50（1975）年の国際婦人年以降、5～10 年

ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。第 1 回（国際婦人年女性会議）は昭和 50（1975）年にメキシコシティで、第 2 回（「国連婦人の 10 年」中間年世界会議）は昭和 55（1980）年にコペンハーゲンで、第 3 回（「国連婦人の 10 年」ナイロビ世界会議）は昭和 60（1985）年にナイロビで、第 4 回世界女性会議は平成 7（1995）年に北京で開催されました。

■セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）

職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動をし、周囲に不快感を与えることをいいます。

職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいいます。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与えたり、学習環境を悪化させることをいいます。

■積極的改善措置

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員における女性登用のための目標設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

■セーフティネット

直訳すると「安全網」。網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのことをいいます。

【た行】

■待機児童

保護者が働いているなどの理由により認可保育所等への入所を希望し、入所要件に該当しているが、施設等に空きがないなどの理由で、認可保育所等に入所できないでいる児童のことをいいます。

■多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

■男女共同参画会議

平成 13（2001）年 1 月の中央省庁等改革により、内閣府に設置された「重要政策に関する会議」の一つです。内閣官房長官を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣 12 名と内閣総理大臣の任命する有識者 12 名により構成されています。

所掌事務は、男女共同参画社会基本法第 22 条に規定されています。

■男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされています。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11（1999）年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

■男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11（1999）年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13（2001）年度から毎年 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」としています。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。

■デートDV

恋人同士など、親密な関係にある若者間の暴力のこと。親密な関係になるに伴い、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力が起こりやすいとされています。

■ドメスティックバイオレンス（DV）（配偶者等からの暴力）

配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの精神的暴力、交友関係の監視・制限などの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性的行為を強要する性的暴力などがある。家庭における子どもへの親の暴力や、高齢者虐待とは分けてとらえられています。

【は行】

■バリアフリー

高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障

壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のことです。

■北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、(1)女性と貧困、(2)女性の教育と訓練、(3)女性と健康、(4)女性に対する暴力、(5)女性と武力闘争、(6)女性と経済、(7)権力及び意思決定における女性、(8)女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9)女性の人権、(10)女性とメディア、(11)女性と環境、(12)女兒から構成されています。

【ま行】

■メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じてコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

【ら行】

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

■リベンジポルノ

離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、相手から拒否されたことへの仕返しに、相手の裸の写真や動画など、相手が公開するつもりもない私的

な性的画像を無断でネットの掲示板などに公開する行為のことをいいます。

■労働力人口

15歳以上人口のうち、従業者（調査期間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者）と休業者（仕事を持ちながら調査期間中は病気や休暇などのために仕事をしなかった者）を合わせた「就業者」と、「完全失業者」（仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で仕事を探す活動をしていた者）の合計のことをいいます。

■労働力率

労働力率とは、就業者と完全失業者の合計が、15歳以上人口に占める割合のことをいいます。

■ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考えたりする際に参考とする役割モデルをいいます。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の項を参照

男女共同参画 社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、か

つ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画

社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会

の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組 織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議 長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議 員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置

かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関 する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二十六年法律第二十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条
—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴

力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居

から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は

発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当

該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠

としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合

を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二條 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三條 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障がいの有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六條 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七條 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費

用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八條 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八條の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは

「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準

用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検 討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった

身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検 討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

守口市男女共同参画 推進条例

我が国では、日本国憲法にうたわれている「個人の尊重と法の下での平等」の精神を礎に、男女平等の実現に向けての様々な取組がなされ、「国際婦人年」を契機に、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されるなどの国際社会の動きと連動しつつ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定しました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識や慣行は、今なお根強く残っており、男女間の不平等、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害が生じています。

このような状況にかんがみ、守口市では、男女が、互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、市、市民、事業者及び教育関係者が、それぞれの役割を果たし、協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的な事項を定めることにより、それぞれの連携及び協力の下に男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあ

らゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境、学習環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他の密接な関係にある者又は密接な関係にあった者に対する身体的暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を与える言動をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を旨として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、異性に対するあらゆる暴力が根絶されること、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権が尊重され、かつ、配慮されること。
- (3) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 男女が、互いの身体的特徴について理解を深め、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

(6) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として共に役割を担い、かつ、職場、学校、地域等の社会生活における活動に参加することができるよう配慮されること。

(7) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に留意すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女共同参画施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」という。）と協働するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進に努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において積極的に男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、職場における活動に男女が対等に参画する機会の確保及び当該活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備により、男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の役割)

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を図

るための教育を行うとともに、男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とするあらゆる差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

4 何人も、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に対して人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は異性に対する暴力的な行為を助長する表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画推進計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たり、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（市民等の理解を深めるための措置）

第12条 市長は、男女共同参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、教育及び学習を通じて市民等が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（苦情等への対応）

第13条 市長は、市民等から、男女共同参画施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情若しくは意見又は男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害についての相談を受けたときは、適切かつ迅速に対応するものとする。

2 市長は、前項の苦情、意見又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、第16条に規定する守口市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（調査研究等）

第14条 市長は、男女共同参画施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行い、その結果を男女共同参画の推進に反映させるものとする。

（推進体制の整備）

第15条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（男女共同参画審議会）

第16条 市に守口市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べる。

- （1） 男女共同参画推進計画の策定及び変更に関する事項
- （2） 第13条第2項に規定する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民等、男女共同参画に関して識見を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定され、及び公表されている男女共同参画の推進に関する計画であつて、男女共同参画推進計画に相当するものは、第10条（第5項を除く。）の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

守口市男女共同参画推進 連絡会議設置要綱

制 定 （平成 3 年 6 月 20 日）

（設置）

第 1 条 守口市女性問題懇話会の提言を踏まえ、本市における総合的な男女共同参画施策の効果的な推進を図り、もって男女の自立と社会参画を促進するため、守口市男女共同参画推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）男女共同参画施策に関する関係部署との連絡調整その他当該施策の推進に関すること。
- （2）前号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 連絡会議の委員は、人権主管部長、別表に掲げる職にある者及び人権主管部長の指名する者をもって組織する。

（議長）

- 第 4 条 連絡会議に議長を置き、議長は人権主管部長の職にある者をもって充てる。
- 2 議長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
 - 3 議長は、会務を補佐する者をあらかじめ指名することができる。

（会議）

- 第 5 条 連絡会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ議長が招集し、これを主宰する。
- 2 会議は、議事の内容により議長が指名する委員のみで開催することができる。

（部会）

- 第 6 条 連絡会議に部会を置くことができる。
- 2 部会は、議長が連絡会議の委員の中から指名する者で構成する。
 - 3 部会に部会長を置き、議長が部会に属する

委員の中から指名する。

- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

（運営委員会）

第 7 条 連絡会議の円滑な運営を図るため、連絡会議に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、議長、人権担当課長及び部会長をもって構成する。

- 3 運営委員会は、必要に応じて議長が招集し、これを主宰する。

（学識経験者の出席等）

第 8 条 連絡会議は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、会議に学識経験者又は関係職員の出席又は資料の提出等を求めることができる。

（庶務）

第 9 条 連絡会議の庶務は、人権室が行う。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は、人権主管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

企画財政部広報広聴課長

企画財政部企画課長

総務部総務課長

総務部人事課長

市民生活部コミュニティ推進課長

市民生活部総合窓口課長

市民生活部地域振興課長

市民生活部保険課長

市民生活部生涯学習・スポーツ振興課長

市民生活部人権室長

消費生活センター長

健康福祉部地域福祉課長

健康福祉部生活福祉課長

健康福祉部障がい福祉課長

健康福祉部高齢介護課長

健康福祉部健康推進課長

こども部子育て支援政策課長

こども部こども施設課長

こども部子育て世代包括支援センター長

都市整備部都市・交通計画課長

環境下水道部環境対策課長

教育委員会事務局教育部総務課長

教育委員会事務局教育部学校教育課長

議会事務局庶務課長

水道局お客さまセンター長

守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会設置要領

（設置）

第1条 本市における「配偶者からの暴力」被害者の支援等に資するため、守口市男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第1項の規定に基づき、守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会（以下「支援部会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要領において「配偶者からの暴力」、「被害者」及び「配偶者」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第1項から第3項の規定によるものをいう。

（所掌事務）

第3条 支援部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）被害者の実態把握に関すること。
- （2）被害者の支援等に関すること。
- （3）「配偶者からの暴力」防止に関する情報交換、研修等に関すること。
- （4）前各号のほか、部会委員が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第4条 支援部会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 支援部会に部会長を置き、守口市男女共同参画推進連絡会議議長が指名する者とする。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 支援部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて支援部会の委員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

（実務者会議）

第6条 支援部会に、第3条の具体的事項の検討・調整のため、第4条第1項の各委員が指名する者（以下「実務者」という。）で構成する実務者会議を置く。

- 2 実務者会議の座長（以下「座長」という。）は、部会長とする。

- 3 座長は、必要に応じて実務者会議を招集する。

- 4 座長は、個別事案の関係実務者のみで実務者会議を開くことができる。

- 5 座長は、必要に応じて実務者以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 支援部会及び実務者会議の構成員及び出席者は、会議を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、人権担当所管課が行う。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から改定する。

別表

市民生活部総合窓口課長
市民生活部人権室長
健康福祉部生活福祉課長
こども部子育て世代包括支援センター長
市民生活部保険課長
教育委員会事務局学校教育課長
健康福祉部障がい福祉課長
健康福祉部高齢介護課長
健康福祉部健康推進課長

男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
昭和50年 (1975)	● 国際婦人年 ● 国際婦人年世界会議（第1回メキシコシティ）「世界行動計画」採択 ● 第30回国連総会1976～1985年を「国連婦人の10年」と決定	● 特定職種「育児休業法」成立（教員・保育士・看護師等対象）（昭51.4施行） ● 総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ● 「婦人問題企画推進会議」設置		
昭和51年 (1976)	● 「国連婦人の10年」スタート（～1985年）	● 民法一部改正（婚氏続称制度新設など）	● 労働部労働福祉課に女性問題担当窓口を設置	
昭和52年 (1977)		● 「国内行動計画」策定 ● 「国立婦人教育会館」開館	● 「大阪府婦人問題推進会議」設置	
昭和54年 (1979)	● 国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		● 「大阪府婦人問題企画推進本部」設置	
昭和55年 (1980)	● コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間年世界会議開催、「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	● 「女子差別撤廃条約」署名	● 企画部府民文化室に婦人政策係を設置 ● 審議会等への女性委員の登用目標率を10%に設定	
昭和56年 (1981)	● ILO第67回総会「家族的責任を有する労働者の機会均等待遇に関する条約」採択 ● 「女子差別撤廃条約」発効	● 民法、家事審判法一部改正 ● 「国内行動計画後期重点目標」策定	● 「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」策定	
昭和57年 (1982)			● 企画部に「婦人政策室」を設置	
昭和59年 (1984)		● 「国籍法」及び「戸籍法」改正（国籍の父母両系主義採用）（昭60.1施行）		
昭和60年 (1985)	● ナイロビで「国連婦人の10年」最終年世界会議開催、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	● 生活保護基準額の男女差を解消 ● 女性の年金権の確立を柱とする「国民年金法」の改正（昭61.4施行） ● 「男女雇用機会均等法」公布（昭61.4施行） ● 「女子差別撤廃条約」批准		

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
昭和61年 (1986)		●「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ●「労働基準法」改正(女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充)	●「21世紀をめざす大阪府女性プラン」(第2期行動計画)策定 ●「大阪府女性問題懇話会」設置	
昭和62年 (1987)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	●婦人政策課を企画部から生活文化部に移管	
昭和63年 (1988)			●審議会等への女性委員の登用目標率を20%に改定	●「企画調整部婦人文化室」設置
平成元年 (1989)	●国連で「児童の権利に関する条約」採択	●「パートタイム労働指針」制定 ●学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修)		●「守口市女性問題懇話会」発足
平成2年 (1990)	●国連経済社会理事会で「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択			●女性問題についての意識調査実施(7月、2,000人対象)、報告(11月)
平成3年 (1991)		●「育児休業等に関する法律」公布(平4.4施行) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」決定	●「大阪府婦人問題企画推進本部」を「大阪府女性政策企画推進本部」に改称 ●「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画」策定 ●審議会等への女性委員の登用目標率を25%に改定 ●「大阪府女性基金」設置	●男女の自立をめざす守口市女性問題懇話会からの提言 ●「守口市女性施策推進連絡会議」設置(企画調整部長、関係各課長)
平成4年 (1992)		●婦人問題担当大臣任命 ●労働省「第二次女子労働者福祉対策基本方針」策定	●「婦人政策課」を「女性政策課」に改称 ●「大阪府女子労働対策推進計画」策定	●女性施策推進課に変更 ●守口市女性施策推進連絡会議から「(仮称)守口市女性施策推進計画案」提出
平成5年 (1993)	●ウィーンで国連世界人権会議開催、「ウィーン宣言及び行動計画」採択 ●第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」	●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布・施行 ●中学校での家庭科の男女必修完全実施	●「男女協働社会の実現をめざす表現の手引き」作成	●「守口市女性施策推進計画」策定 ・両性の自立と対等な参加・参画による男女平成5年 共生のまち”もりぐち”

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
平成 6 年 (1994)	● 国際家族年 ● 第81回ILO総会でパートタイムに関する条約及び勧告を採択 ● カイロで「国際人口・開発会議」開催(リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念が盛り込まれる)	● 総理府に「男女共同参画室」設置、内閣に「男女共同参画審議会」設置 ● 「男女共同参画推進本部」設置 ● 高校での家庭課の男女必修完全実施 ● 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)策定	● 「大阪府女性基金プリムラ賞」創設 ● 「大阪府女性基金運営懇談会」設置 ● 「(財)大阪府男女協働社会づくり」財団設立 ● 府立婦人会館閉館 ● ドーンセンター(大阪府立女性総合センター)開館	
平成 7 年 (1995)	● 「人権教育のための国連10年」スタート ● コペンハーゲンで「社会開発サミット」開催 ● 北京で「第4回世界女性会議」開催、「北京宣言及び行動綱領」採択	● 育児・介護休業法公布・施行(一部平11.4施行) ● ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」批准	● 男女協働社会の実現をめざす府民意識調査結果報告 ● 女性友好のつばさ実施(女性NGOフォーラム北京95派遣)	
平成 8 年 (1996)	● 第83回ILO総会で「家内労働に関する条約及び勧告」採択	● 「人種差別撤廃条約」発効 ● 優生保護法の改正し、「母体保護法」公布・施行 ● 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)」発足 ● 「男女共同参画2000年プラン」決定	● 大阪女子大学に女性学研究センター開設 ● 大阪府女性問題懇話会「女と男のジャンプ・プラン見直しに向けての提言」提出	
平成 9 年 (1997)		● 「男女雇用機会均等法」改正(平11.4全面施行) ● 「労働基準法」改正(平11.4施行) ● 「育児・介護休業法」改正(平11.4施行) ● 労働省「婦人局」を「女性局」に、「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改称 ● 「介護保険法」成立(平12.4施行)	● 「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画(改定)」策定 ● 「審議会等への女性委員の登用推進要綱」策定	● 企画調整部女性施策推進課を企画調整部企画課に改正

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
平成10年 (1998)		● 男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」答申	● 「女性政策課」を「男女協働社会づくり課」に改称 ● 「大阪府男女協働社会づくり審議会」設置 ● 「大阪府女性団体会議」を廃止し、「大阪府男女協働推進連絡会議」設置 ● 「大阪府女性労働対策推進計画」策定	
平成11年 (1999)	● 第43回国連婦人の地位委員会で「女性差別撤廃条約の選択議定書」採択 ● 国連総会「女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）」を制定 ● バンコクで「E S C A P 地域ハイレベル政府間会合（女性2000年会議地域準備会合）」開催	● 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」公布・施行 ● 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ● 警察庁「女性・子どもを守る施策実施要綱」策定 ● 少子化対策推進関係閣僚会議「少子化対策推進基本方針」決定	● 「男女協働社会の実現をめざす府民意識調査」発表	
平成12年 (2000)	● ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」開催、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ● 「女性差別撤廃条約選択議定書」発効 ● 「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号（平和構築における女性の参加に関する決議）」が国連安全保障理事会において採択	● 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 ● 「児童虐待の防止等に関する法律」公布・施行 ● 「男女共同参画基本計画」策定	● 大阪府「女性に対する暴力」対策会議設置	● 企画調整部企画課から市民生活部人権室に所管移行

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
平成13年 (2001)		●「総理府」を「内閣府」に、「厚生省」と「労働省」を「厚生労働省」に改組 ●「男女共同参画会議」発足 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行（一部平14.4施行） ●「男女共同参画週間」スタート（6月23日～29日） ●「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ●「女性に対する暴力をなくす運動」スタート	●大阪府男女協働社会づくり審議会「21世紀を展望した男女共同参画社会の実現に向けての総合的なビジョン」答申 ●「男女協働社会づくり課」を「男女共同参画課」に改称 ●「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）」策定 ●「大阪府女性政策企画推進本部」を「大阪府男女共同参画推進本部」に改称	
平成14年 (2002)	●ヨハネスブルグで「持続可能な開発に関する世界首脳会議」開催	●「少子化対策プラスワン」決定 ●「母子・寡婦福祉法」一部改正 ●「健康増進法」公布（平15施行）	●「大阪府男女共同参画推進条例」公布・施行 ●「大阪府男女共同参画施策苦情処理制度」開始	
平成15年 (2003)	●女子差別撤廃委員会において、女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第4回・5回）	●男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ●「世代育成支援対策推進法」公布・施行 ●「少子化社会対策基本法」公布・施行	●「男女いきいき・大阪元気宣言事業者顕彰制度」創設 ●「財団法人男女協働社会づくり財団」を「財団法人男女共同参画推進財団」に名称変更	●「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成16年 (2004)		●「児童虐待の防止等に関する法律」の改正・施行 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正・施行 ●「育児・介護休業法」一部改正（平17.4施行） ●「児童福祉法」改正・施行 ●配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	●（財）大阪府男女共同参画推進財団が「新・10年プラン ～創造から成熟の10年へー男女共同参画社会をめざして～」策定	●「市民意識調査報告書」公表 ●「守口市男女共同参画懇話会」設置

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
平成17年 (2005)	● 国連「北京+10」世界閣僚級会合(第49回国連婦人の地位委員会)をニューヨークの国連本部にて開催	● 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ● 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	● 「大阪府次世代育成支援行動計画(こども・未来プラン)」策定 ● 「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」設置 ● 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	● 守口市男女共同参画懇話会から「男女共同参画社会の実現に向けての提言」 ● 「守口市次世代育成支援行動計画」策定
平成18年 (2006)	● 東京で「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	● 「男女雇用機会均等法」及び「労働基準法」改正(平19.4施行)	● 「大阪府男女共同参画計画(おおさか男女共同参画プラン)(改訂版)」策定 ● 「おおさか男女共同参画促進プラットホーム」設置	● 「守口市男女共同参画推進計画」策定
平成19年 (2007)	● インドで「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催	● 「パートタイム労働法」改正(平20.4施行、一部平19.7施行) ● 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平20.1施行) ● 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	● 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク」設置	
平成20年 (2008)		● 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定 ● 男女共同参画会議基本問題専門調査会「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」公表 ● 「児童福祉法」改正(平21.4施行 他) ● 「次世代育成支援対策推進法」改正(平21.3施行)	● 「企業で働く女性のためのロールモデルバンク事業」創設	

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
平成21年 (2009)	● 韓国で「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催 ● 女子差別撤廃委員会で、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	● 男女共同参画シンボルマーク決定 ● 「育児・介護休業法」改正（平22.6施行 他）	● 「大阪府立女性総合センター（ドーンセンター）」を「大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）」に改称 ● 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改訂	● 「守口市男女共同参画推進条例」公布（平22.4施行）
平成22年 (2010)	● 国連「北京+15」世界閣僚級会合（第54回国際婦人の地位委員会）をニューヨークの国連本部にて開催	● 「第3次男女共同参画基本計画」策定		● 「守口市男女共同参画審議会」設置 ● 「守口市次世代育成支援後期行動計画」策定 ● 守口市「配偶者からの暴力」被害者支援部会発足
平成23年 (2011)	● 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」発足		● 「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」策定	● 守口市男女共同参画審議会「守口市男女共同参画推進計画改定に向けた基本的な考え方について」答申 ● 「改定 守口市男女共同参画推進計画」策定
平成24年 (2012)	● ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市で「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催 ● 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	● 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	● 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012-2016）」策定	
平成25年 (2013)		● 若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ● 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正（平26.1施行）		

年	世界の動き	国の動き	大阪府の動き	守口市の動き
平成26年 (2014)	● 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	● 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）」署名 ● 「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	● 「男女共同参画に係る府民意識調査」実施	● 「守口市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成27年 (2015)	● 第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催（ニューヨーク） ● フィリピンで「APEG女性と経済フォーラム」開催	● 「女性活躍加速のため重点方針2015」策定（以降毎年策定） ● 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布（平28.4全面施行） ● 「第4次男女共同参画基本計画」（平27.12制定） ● 外務省「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	● 大阪府男女共同参画審議会「大阪府における新たな男女共同参画の策定に関する基本的な考え方について」答申	● 「守口市子ども・子育て支援事業計画」策定 ● 「守口市男女共同参画に関する若年層意識調査」実施 ● 「守口市男女共同参画に関する事業所実態調査」実施
平成28年 (2016)		● 「育児・介護休業法」改正（平29.1施行） ● 「男女雇用機会均等法」改正（平29.1施行）	● 「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」策定	● 守口市男女共同参画審議会「第3次守口市男女共同参画推進計画の策定にあたっての考え方について」答申 ● 「第3次守口市男女共同参画推進計画」策定
平成29年 (2017)		● 「刑法改正」（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）（平29.7施行）	● 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画2017-2021）」策定	
平成30年 (2018)		● 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布（平30.5施行） ● 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布（平31.4施行）		
令和元年 (2019)		● 「女性活躍推進法」一部改正（令2.4施行他）		

第3次守口市男女共同参画推進計画 (改訂版)

発行年月	令和3（2021）年3月
発 行	守口市
編 集	守口市 市民生活部 人権室
	〒570-8666 大阪府守口市京阪本通 2-5-5
	TEL 06-6992-1512 FAX 06-6998-3603